

令和3年第1回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和3年 2月24日 午前10:00

○散 会 午後 3:45

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮二	2番 戸田 俊樹	3番 菅原 理恵子
4番 瓜生 望	6番 佐藤 敏雄	7番 鐙 仁志
8番 中川 光博	9番 澤井 昭二郎	10番 佐藤 義久
11番 伊藤 正吉	12番 藤原 典男	13番 堀井 克見
14番 菅原 秀雄	15番 小林 悟	16番 大谷 貞廣
18番 西村 武		

○欠席議員（1名）

17番 児玉 春雄

○説明のための出席者

市 長 藤原 一成	副 市 長 栗山 隆昌
教 育 長 工藤 素子	総 務 部 長 菅原 靖仁
市民生活部長 菅原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲山 和法
産業建設部長 櫻庭 春樹	上下水道局長 渋谷 一春
教 育 部 長 伊藤 貢	総 務 課 長 千葉 秀樹
企画政策課長 安田 秀樹	財 政 課 長 菅生 司
学校教育課長 山田 敬輔	社会福祉課長 筒井 弥生
長寿社会課長 伊藤 国栄	健康推進課長 石井 幸子
市 民 課 長 米谷 裕二	上下水道課長 児玉 亮悦

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健二	議会事務局次長 鈴木 学
--------------	--------------

令和3年第1回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和3年 2月24日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 議員辞職の件について

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

なお、17番児玉春雄議員から欠席の届け出がありますのでご報告を致します。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1一般質問を行います。一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問から項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、11番伊藤正吉議員、12番藤原典男議員、3番菅原理恵子議員、6番佐藤敏雄議員、1番鈴木壮二議員の順に行います。

それでは、11番伊藤正吉議員の発言を許します。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） おはようございます。

今回初めてのトップバッターですけれども、通告に従いまして2件について質問致しますのでよろしくお願いしたいと思います。

また、通告書に訂正箇所がございますので、訂正をお願いしたいと思います。

2つ目の質問の中のマイナンバーカードの質問のところの9行目のところに「不正を免れることを防磁する」のところ、ちょっと磁石の「磁」になっておりますけれども、そこは止めるにして「防止する」に訂正願いたいと思います。

それでは、質問致したいと思います。

1つ目は、コロナ感染対策とワクチンの接種についてでございます。

G o T o トラベルの停止や都市部の緊急事態宣言などにより、国内の感染者も減少傾向にありますが、亡くられる方はなかなか減少に至っていないようであります。秋田県においても、秋田市立秋田総合病院や横手市立大森病院等でクラスターが発生するなど、予断も許さない状況にあります。そこで次の点についてお伺いします。

1つ目と致しまして、市内にクラスターが発生した場合、どのような対応をされるの

か。

2つ目。核家族やひとり親世帯で親が感染した場合や濃厚接触者となった場合に、その子どもについて市はどのように保護されるのか。また、保護するために要する経費は支援されるのでしょうか。ひとり親等の子どもたちが不安にならないようどのような対応をされるのか。

次にワクチンの接種についてお伺いします。

政府はワクチンの早期接種に向け、各自治体に対策やマニュアル等について指示、指導されていると思います。本市においても、新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置し、ワクチンの接種に向け準備を進め対応にあたっているところだと思います。

先の臨時議会において、医療従事者等にワクチン接種関係の予算を提示し承認されました。今後は4月以降に、1つ目は高齢者、2つ目として基礎疾患を有する方、高齢者施設に従事されている方、3つ目は60歳から64歳の方、4つ目としてそれ以外の方と、接種の順序についても少し説明されておりました。そしてこのたび、国内初となる新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種がこの2月17日から始まりました。3月いっぱいまでには医療従事者等については終える予定とあります。

12年くらい前に新型インフルエンザが発生したとき、秋田中央保健所の指導を受け、本市は秋田県内のトップを切って男鹿・潟上・南秋田医師会の協力を得て公民館、保健センターにおいて、集団によるワクチンの接種が行われました。今回の新型コロナウイルスは、感染力や強さは比べものにならないほど大変な状況にあります。またワクチンの接種は、3密など感染予防に気をつけながらのワクチンの接種になると思います。そこで、ワクチンの接種方法等についてお伺い致します。

1つ目と致しまして、接種方法は個別接種か集団接種か。また接種券の発行の予約と回数について。

2つ目は、接種を受けられる場所について。

3つ目と致しまして、接種を受けるための手続き方法は。

4つ目は、接種を受ける際の費用は。

5つ目、接種を受ける際の同意は。

6つ目、接種を受ける際の感染予防とその対応は。

7つ目と致しまして、全体のスケジュール（案）は。

以上の点についてお伺いします。

次に、マイナンバーカードの推進についてお伺いします。

マイナンバーカード制度は平成27年10月以降個人への通知から始まり、平成28年1月から本格運用され個人番号カードの交付が始まりました。これは、住民票を有するすべての人に1つの番号を付して、行政の効率化と国民の利便性と公平公正な社会を実現するための制度となっております。

行政の効率化においては様々な情報公開、作業の重複など無駄が削減され、きめ細やかな支援を行うことができるとあります。また公平公正に所得や行政サービスの受給状況を把握しやすいとか、不正をまぬがれることを防止するとかなどもあります。

国民の利便性の向上と致しましては、添付書類の削減など行政手続きの簡素化や行政機関からの様々な情報のサービスを受けられるとあります。

しかし、なぜマイナンバーカードの普及が進まないのでしょうか。国民は様々な不安や心配されているからだと思います。例えば、他人に見られたら個人情報漏れないか怖い、預金金額や医療などあらゆる情報が漏れる心配、国から監視され見透かされているようで怖い、作る必要性がわからないなど様々な不安や心配な声があります。

その一抹の不安を払しょくするには、正確な情報を発信する必要があると思います。例えば、マイナンバーカードは写真つきで他人に利用されることはない、情報は各行政機関で分散して管理されていること、健康保険証として使えるようになっても、他の情報はICチップの中には記録されないので個人情報漏れる心配がないことなど、万全なセキュリティ対策をしていることを市民にわかりやすく説明することや信頼を作っていくことが必要だと思います。

そこで次の点についてお伺いします。

1つ目、今現在のマイナンバーカードの交付率はいくらか。

2つ目、今後の目標値はどのような計画をしているのか。

3つ目は、マイナンバーカードは現在どのようなことに活用されているのか。

4つ目として、今後はどのような活用方法を考えているのか。

5つ目、マイナンバーカードを取得、促進するためにどのように推奨されるのか。また取得した場合のメリットは。

6つ目、周知方法はどのようなことを考えているのか。

以上についてお伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、11番伊藤正吉議員の一般質問の1つ目、コロナ感染対策とワクチンの接種についてお答え致します。

ご質問の1点目、市内にクラスターが発生した場合、どのような対応をされるのかについてお答え致します。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合、感染連鎖や大規模な集団発生を防ぐため、行動歴や濃厚接触者についての調査を県が行います。

市では、県の指示に従い、消毒の実施や行動調査への協力を行うとともに、感染された方などへ誹謗中傷がないよう広報やホームページ等で呼びかけてまいります。

ご質問の2点目、核家族やひとり親世帯で親が感染した場合や濃厚接触者となった場合に、その子どもについて市はどのように保護されるのか。また、保護するために要する経費は支援されるのでしょうか。ひとり親等の子どもたちが不安にならないようどのような対応をされるのかについてお答え致します。

核家族やひとり親世帯で親が感染した場合などの子どもの保護について県に確認したところ、まずは子どもの養育ができる親族等を探すこと。養育者が誰もいないと判断された場合には児童相談所への一時保護となり、費用は県が負担するとの回答でございました。

対応についてはケースバイケースになるものと思われませんが、養育者が不在となった場合であっても、子どもの安心安全が保たれるよう関係機関と連携してまいります。

次に、ワクチンの接種方法等についてお答え致します。

ご質問の1点目、接種方法は個別接種か集団接種か。また接種券発行の予約と回数についてであります。接種体制については、特設会場における集団接種と、市内医療機関での個別接種を併せた体制で準備を進めております。

接種券の発送につきましては、65歳以上の高齢者分は3月中旬以降に発送する予定となっております。接種券は、1回目と2回目の接種分がまとめて送付され、接種券発行に伴う予約は必要ありませんが、接種を希望する場合は、電話またはインターネットでの予約が必要となります。

ご質問の2点目、接種を受けられる場所についてであります。特設会場における集団接種については、市内の公共施設2会場で接種を計画しております。また、医療機関での接種につきましては現在、市内医療機関と調整を行っており、決定次第、広報やホームページ等でお知らせしてまいります。

ご質問の3点目、接種を受けるための手続き方法についてはありますが、特設会場で接種を希望する場合は、市で今後開設するコールセンター及びインターネット上で予約を受け付ける方法で準備を進めているところであります。

医療機関での接種につきましては、接種を希望する医療機関へ直接予約をすることとなります。

ご質問の4点目、接種を受ける際の費用については、接種を受ける方の負担はございません。また、自治体に発生する接種にかかる費用は、全額国が負担することになります。

ご質問の5点目、接種を受ける際の同意についてはありますが、接種を希望する際は、医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、予診票に被接種者による氏名の記入が必要となります。また、氏名の記入ができない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載することとなります。

ご質問の6点目、接種を受ける際の感染予防とその対応についてはありますが、特設会場では入口においては体温チェック、手指消毒、また予約の際は時間帯ごとに定員を定め、密にならないようにしてまいります。

ご質問の7点目、全体のスケジュール（案）についてはありますが、現在4月から65歳以上の高齢者への接種が開始できるよう体制を整えているところであります。今後は、国からのワクチン供給情報等に注視し、円滑なワクチン接種の実施に向け適宜対応してまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 11番伊藤正吉議員の一般質問の2つ目、マイナンバーカードの推進についてお答え致します。

ご質問の1点目、今現在のマイナンバーカードの交付率はいくらかにつきましては、マイナンバーカードの交付は平成28年1月に始まり5年を経過しております。令和3年1月末時点の交付枚数は5,872枚で、交付率は18%となっております。

ご質問の2点目、今後の目標値はどのような計画かにつきましては、令和元年度に総務省等からの要請によりマイナンバーカード交付円滑化計画を策定し、昨年11月に改訂を行い、国からの指示どおりに目標値を設定しております。この計画では、令和3年3月の目標値を31.4%としております。また第2次潟上市総合計画後期基本計画では、令

和7年度の将来目標値を70%としております。

ご質問の3点目、マイナンバーカードは現在どのようなことに活用されているのかにつきましては、当初から印鑑登録証としてマイナンバーカードを使用しております。そのほかでは、身分証明書としての利用やオンラインによる確定申告の際に利用することができます。

ご質問の4点目、今後はどのような活用方法を考えているのかにつきましては、医療保険制度では、マイナンバーカードを健康保険証の代わりに使用できるオンライン資格確認が3月から始まる予定です。また10月以降は、薬剤や医療情報の閲覧等も可能となる見込みです。国においては、利用環境の整備を図っているところであり、本市と致しましても、国や県内各市町村の動向も踏まえながら活用方法を検討してまいります。

ご質問の5点目、マイナンバーカードを取得促進するためにどのように推奨されるのかにつきましては、国では、マイナンバーカードの取得促進に向けて、1月から3月まで順次、未取得者に対しQRコード付き交付申請書の再送付を行っております。市ではそれに対応するため、本庁舎以外の各出張所でも2月19日から無料で顔写真を撮影し電子申請するサポートを開始しました。また、申請時に来庁し本人確認を行った方が希望する場合には、本人限定受取郵便によるカードの郵送サービスも開始しております。

ご質問の6点目、周知方法はどのようなことを考えているのかにつきましては、カードを取得するには市民一人ひとりからの申請が必要となります。現在行っている電子申請サポート等について理解していただくため広報やホームページ等で周知し、今後も申請しやすい環境づくりに努め、交付拡大に向けて取り組んでまいります。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員、再質問ありますか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ただいま答弁をいただきましたけれども、聞き漏らし、聞き取れないこと等もありましたので、再度同じようなことを質問する場合もあるかもしれませんけれども宜しくお願ひしたいと思います。

まず1つ目の、クラスターの対応についてでございますけれども、今このコロナ禍の感染者は、GoToトラベルの停止や都市部の緊急事態宣言によって感染者の減少傾向にありますけれども、専門家によりますと、このコロナは下火になっても1、2年は続くといわれております。もしこのあと、GoToトラベルの再開や都市部の緊急事態宣言が解除されますと、都市部の人たちが全国に出回るようになると、いくら下火になったと致しましても、くすぶっているところから必ず飛び火がきて、このあと第4次、第

5次と広がって増える可能性もございます。潟上市においても、病院や老人施設がたくさんあります。そして、そこで働く医療従事者や職員それに通院、入院、入所している市民の方がたくさんおります。いくら病院や施設が、施設内では完全で万全な対応をされていても、例えば車で自分が安全運転していても、もらい事故というものもございます。それと同じように完全というのではないと思います。病院外や施設外から職員や市民が感染する可能性もございます。クラスターを防止するためには、やはり市役所から3密はもとより、マスク、手洗い、消毒などの基本的なことは現在十分やっていることはわかりますけれども、やはりこれからも市民に対しましてさらにもっと発信して、市内からは1人の感染する方もないように、またクラスターのないように、そして市民の安心と安全の暮らしを守るためには、市民の皆さんと一丸となって進めていかなければならないと思いますけれども、このことについては当局としてはどうお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ただいま伊藤議員がおっしゃられたように、このウイルスにつきましては、まず消滅というものは専門家の意見ではありますが考えられないと、このあとも継続するであろうということですので、やはり行政側としましては様々な場面、様々な機会を通じまして対応の徹底、注意喚起そういったものは継続していく必要があるなど考えております。また、特に高齢者施設等におきましては、やはり面会をある程度制限する期間そういったものがこのあとも継続するのかなと思いますので、そういったものも含めて注意喚起を徹底してまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） ただいま部長がお話されましたとおり、このあともクラスター等のないように一丸となって市とやっていただきたいなと思います。また先ほどの説明の中で、クラスター発生した場合は、県の方が行動履歴とか調査とかが行って、そのあとで市の方でいろんな消毒とかいろんな対応されるということでございましたので、これについてもやはりクラスター防止のためには県と一緒に発生後の対処をしっかりとやっていただきたいと思います。

この1つ目のクラスターの対応については以上であります。

次に、ひとり親世帯についてですけれども、このひとり親世帯の子どもについては、

養育ができる親族がいた場合は、その親族とかその親戚等をお願いするということですが、それについても、いたとしてもなかなか頼れない場合、できない場合もあると思います。それで、そういった場合は児童相談所に相談されるということですが、そういった場合は児童養護施設への入所とか、例えば病院で保護されるとか、そんなことも考えられますが、いずれにしても、親御さんと子どもが不安のないようにしっかり対応してほしいと思いますけれども、そこら辺はどのような児童相談所に相談した場合は、その後どのような対応されるのでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁にもありましたように、様々なケースが考えられます。特に子どもさんの年齢、これが乳幼児の場合とかまたは小中高生、様々なことが考えられますし、また養育される方が単身赴任等の関係で県外とかそういう遠いところに行っていてなかなかすぐに来られないという場合も当然考えられます。様々な場合を想定致しまして、行政側と県の方で、そういった事案が発生した場合には直ちに協議を重ねまして、必要に応じてはそういった養護施設等へ一時的に避難的な要素で保護をするという取り組みがまず第一に考えられるものと思います。ただ、子どもさんの数が大変多くなった場合等もありますので、そういった場合は、例えば施設の借り上げ、そういったものも県の方に要請をしながら、子どもさんが不安に感じないような方策を取りたいと考えております。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） わかりました。

次に、ワクチンの接種についてでございますけれども、先ほど集団接種と個別接種を平行して行うというお話でございましたけれども、私もそれに対しては賛成でございますし、その方がよいと思います。

ちょっと私の経験から申し上げますと、約12年前に発生した新型インフルエンザのとき、ちょうど私も担当でございましたけれども、そのときは秋田中央保健所の指導のもと、先ほどお話したように男鹿・潟上・南秋田医師会の全面的な協力を得まして、集団による接種を公民館や保健センターにおいて行いました。当時は今回のコロナと違い、幸いにも3密をとることもなく、また、思ったよりワクチンを受ける方も多くなかったように思われ、スムーズに終わることができたと思います。それでも土日にもかかわら

ず、医師会の先生方が毎日交代で数人が来て対応に当たってくれて協力してくれました。そして保健師、看護師、事務方の仕事の負担は、体力、労力とも相当きつかったことを思い出されます。しかし、今回は3密を保ちながらの接種となると思いますので、集団によるとそれぞれ医師も開業しておりますので医師の確保、それに2回の接種も必要となると当然長期にわたりますので、当局が考えているとおり、集団接種だけではなく個別の接種と並行して行った方がよいとは思いますが。

それで6つ目の感染予防とその対応についてでございましたけれども、今お話したように、ワクチンの接種の労力は大変なものがありますので、当時の保健師さんはよくわかっていると思います。当時は、福祉保健部も一体となって協力体制を築いておりましたけれども、今回は長期化とワクチンの接種も2回となりますので、私は今回は選挙事務と同じように全庁体制で配置し、協力していかないとやっていけないのではないかと思いますけれども、その辺のところは市長はどのようにお考えでしょうか。副市長でも。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 当然、全庁体制で臨みます。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） それから次、スケジュールについてですけれども、ワクチンの確保というか、どのくらいの数で給付されているかにもよりますけれども、昨日ワクチンの担当大臣の河野大臣のお話によりますと、このあと4月から高齢者の接種が始まりますけれども、自治体の規模によってワクチンの配分が決まってきて、高齢者の接種する順番がたくさんありますので、それで例えばですけれども、年齢順にするとか高齢者の基礎疾患を持っている人を優先させるとかそれぞれあると思いますけれども、当局はこのことについては現在どのようにお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 質問にお答えしたいと思います。

65歳以上の接種が、まず優先的には4月から始まるということでありましてけれども、65歳以上の方ですと、潟上市の場合ですと1万1,200人を予定しております。そういった中でどういった形で接種をするのかということでありましてけれども、今のところ国の方から特別な指針はございません。河野大臣がおっしゃったように、65歳以上の方々をさらに細分化して優先順位を決めたいというお話がありましたけれども、例えばこのあと国の方から65歳から74歳までを1段階にするとか、75歳以上をどうこうするとか、例

えば80歳以上をどうこうするとかという指針が示されますと、それに従いまして市の方でも対応してまいりたいと考えておりますが、今のところ国の方から特別な指針はございませんので、今のところは65歳以上の方々をまず一斉に対応せざるを得ないのかなと考えております。そういった場合、混雑も予想されますので、できれば国の方からそういった指針を示してもらいたいと考えております。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） 昨日の大臣の話では、その高齢者についての順番については、それぞれの自治体にお任せするというお話でしたので、それらも含めて市の方でもしっかりその高齢者においてもその優先順位をどのようにした方が効果が、いずれは全員2、3カ月で終わると思いますけれども、やっぱりその中でも基礎疾患持っている方を優先するとか、それは自治体にたぶんこのあと国から示されると思いますので、そこら辺の対応をしっかりワクチンの接種を高齢者についてもしていただきたいなと思います。答弁はいいです。

それでは、マイナンバーカードについてご質問致したいと思います。

今現在、マイナンバーカードの交付率は18%です。なかなか数字が上がらない状況でございますけれども、目標値も先ほどお話したように、令和3年度では31.4%、令和7年までには70%、なかなかハードルが高いなと思いますけれども、マイナンバーカードを普及させるということは、その不安の解消など大変難しいことだと思います。それでは、いまのところは公的機関で活用するというシステムですけれども、やはり実際に作るかは市民にとってのメリットというか利点を与えないとなかなか普及するのが難しいのではないかなと考えますけれども、そこで現在は3つ目の活用されているのは印鑑登録とか身分証明書、確定申告でも使えるということでしたけれども、ちょっと参考になると思いますので、支援施設の例をご紹介したいと思います。

一番ちょっと多く活用されているのは図書館の利用カード。マイナンバーカードで図書館の図書を利用するときはそのカードでできるということ。あとはほかに、健康増進施設の利用券。これ65歳以上の方にポイント制をして利用増を図って、ここにもあるように温泉施設とかグラウンドゴルフ場とか、うちでいえば飯田川にある施設とか、そういったところでポイント制を、ポイントがたまったらその分を無料化にするとか、いろんなそういったこともやられております。それから例えば市のコミュニティバスを、カードを提示することによって無料にしたり、この目的は高齢者の外出の機会を図って、

高齢者の生きがいづくりや日常の移動を支援するということでもあります。それをしながら福祉の向上を図るということで、これもポイント制をつけて、例えば2,000ポイント上限にしてそのポイントたまった場合、例えば市のシルバー人材センターをそのポイントで活用できるとか、そんなところもございます。または母子保健情報サービスとかで、母子健康保険手帳に記録されている情報や子育てに関する情報をウェブ化、電子化することで、いつでもどこでも安心して情報を得られるとか、そういうことを行われているところもございます。あとは変わったところでは、例えば職員の出勤、退勤、そうした管理システムに使われているところもございました。こういった今ちょっと3つ、4つ、5つくらいご紹介しましたけれども、やはりその作る側にとってメリットというか利点をやっぱり与えないと、なかなか普及できないのではないかなと思います。今現在、作ればマイナポイントということで、キャッシュレス決済の場合は5,000円分の例えばペイペイなどに付与されるとかいろいろございますけれども、そこら辺をもうちょっと市の方でも創意工夫しながら、このあと普及につなげたらいいかなと思いますけれども、その辺についてちょっとご答弁いただければ。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 伊藤議員からは、ただいま先進地の例いろいろ紹介をいただきましてありがとうございます。いずれも潟上市では行っていないサービスですがけれども、ただいまご紹介いただいたサービスを参考にしながら、このあと普及に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） 説明のカードの取得するための推奨されるために今の総務省、再交付の申請のためのいろいろまた手続きをなされているようでございますけれども、またそのメリットについても、このあとまたいろいろ探していただければと思います。

それと、6つ目の周知方法についてですけれども、先ほど広報とかホームページで周知していくということのお話でしたけれども、高齢者とかはホームページとか見ている方もいると思いますけれども、ほとんどの方が見ていないし、パソコンも持っている人ややっている人も多分多くないと思いますので、私はこの一番いいのはチラシかなと思います、広報としてのチラシ。例えばお年寄りも主婦もチラシはよく見ますので、例えば安売りとか健康食品などは、一番見やすく効果があると思いますので、やっぱりチラ

シでの周知のPRをした方がいいとは思いますが、そこら辺はどう思いますでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） お答え致します。

具体的な周知の方法ということで、ご提言ありがとうございます。高齢者の方々、なかなかIT環境少ないかと思えます。そういった中でチラシ、ひとつ効果のある方法ではないかと思えますし、高齢者の方々、老人クラブの加入者かなり多いかと思えます。そういった団体を利用する方法もあろうかと思えますので、周知の方法については、このあとも少し検討しながら新たな方法を考えてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） いずれに致しましても、このマイナンバーカードの普及というか推進については、根気よく丁寧に住民に説明していく必要があると思えますので、これからもマイナンバーカード推進のために努力していただきたいと思えます。

これで質問は終わります。

○議長（西村 武） これをもって、11番伊藤正吉議員の質問を終わります。

（「休憩」の声あり）

○議長（西村 武） 今休憩の動議がありますので、10時55分まで休憩します。

午前10時42分 休憩

.....
午前10時55分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番藤原典男議員の発言を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） おはようございます。3月議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦労様でございます。また、朝早くから傍聴に駆けつけました市民の皆様、本当にご苦労様です。

私は、1つは子ども医療費は高校生まで無料化について、2つ目は、高校生通学費助成金の継続について、3つ目は、高齢者の皆様への温泉券、入浴券の発行について、当局の見解を伺いますので宜しくお願い致します。

まず1つ目、子ども医療費は高校生まで無料化について。

子ども医療費の高校生までの無料化については、早期に実施していただきたいという思いで質問致します。

全国的にも子どもの医療費無料化については、ここ数年で対象を拡大実施する市区町村が増えてまいりました。厚労省が2020年9月4日に、2019年度分の乳幼児等に係る医療費の援助についての調査を公表しました。それによると、国の制度に上乘せしてすべての都道府県が通院、入院とも医療費の援助をしております。県段階では福島県、静岡県、鳥取県が高校生の18歳年度末まで通院、入院とも所得制限なしで、自己負担はあるものの援助を実施しております。

2009年では18歳年度末、高校卒業まで無料化が2市区町村だったのが、2018年には通院では541市区町村、入院では586市区町村が、そして2019年には1,741の市区町村のうち通院659市区町村、入院では715市区町村と1年間だけでも大幅な増加となっております。

秋田県では、2016年8月1日時点で高校卒業までが鹿角市、小坂町、八峰町、三種町だったものが、現在では13市町村で実施されております。紹介しますと、鹿角市、大仙市、北秋田市、にかほ市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、八峰町、三種町、八郎潟町、井川町となっており、所得制限なしです。能代市は、所得税非課税世帯が対象です。本市では、1人親世帯で家族の扶養数と収入により18歳までが無料となっております。五城目町では、今年の4月1日より18歳まで所得制限なしで無料化する方向のようです。

子どもの医療費は、子育て世帯にとって原則として予算外出費です。通院回数が増えれば負担も大きくなり、入院すると、負担の上限はあるものの家計への大きな負担となります。教育資金に住宅ローン、車のローンと何かとお金がかかる子育て世代応援のために、全国でも秋田県でも子どもの医療費無料化は確かな政策として実施されております。子どもの貧困化が依然として解決されないまま2018年時点では13.5%、7人に1人となっております。子育てのためにいくら頑張っても低賃金、非正規労働者としてぎりぎりの生活を強いられている家庭が本市でも例外なくあると思います。県内でもこの間、大きく前進してきた18歳までの子ども医療費の無料化にむけて取り組むべきではないでしょうか。前回、一般質問で財源のことを聞きましたら、約2,800万円という回答をいただいておりますが、財源的なことも含めて県内での取り組みへの評価、今後の本市での取り組みについて伺いたいと思います。

2つ目は、高校生通学費助成金の継続について。

高校生通学費助成金の制度は、子育て世代にとって嬉しい政策です。全国的にも珍しく、県内でも内陸線を利用した場合とか2、3ある程度です。このたびの素晴らしい制度をやめるということで、なぜという声や、もっと続けてほしいという声が寄せられています。

本市の総合計画以外にも、子どもの貧困対策として平成29年3月に発表した潟上市子ども貧困対策整備計画は、平成29年3月から平成33年度までということです。この中には、子どもの貧困化の解決のために調査結果や政策、理念が述べられています。はじめには、本市においても困難な環境にある子どもや家庭に対し、今後求められる支援や取り組み方針をまとめました潟上市子ども貧困対策整備計画を策定しましたとあり、本計画の理念は、みんなでともに見守り、すべての子どもと子育て世帯が夢と希望を持って成長しながらしあわせを実感できるまちの実現でありますと述べ、今後も関係団体と連携を図りながら、さらなる子どもの貧困対策を推進してまいりますとあります。

そしてその中で、いろいろなアンケートによる調査結果も掲載しております。年間収入が130万円未満から400万円未満が85%以上を占めておりました。一番多いのが200万円から300万円未満が35.1%となっております。今後、子どものために必要と思われる支援については、生活や就学のための経済援助で68%、さらに子どもの教育に関して心配なことでは、塾に通わせたいがお金がないが33.5%、子どもの進学に関して心配なことのトップには、学費や交通費などにお金がかかるが73.7%で、次に奨学金を借りたいが返済が不安が24.5%を占めておりました。このように経済的理由が子どもを育てるうえで圧倒的に不安なことでした。一つひとつのアンケートに記入された保護者のお気持ちが伝わってきます。

本市では、就学のためのいろいろな支援を行っております。要保護・準用保護児童生徒への援助、特別支援学級生徒への援助、育英会奨学金貸与事業、母子父子寡婦福祉資金の修学資金等の貸付、施設型給付などありますが、子育て世代にとっては、本当に助かる高校生通学費助成制度を廃止しないでという声も多数あります。継続すべきだと思いますが見解を伺います。

次に、高齢者の皆様への温泉券・入浴券の発行について伺います。

長年苦勞して社会を支えてきた高齢者の皆様に、敬老の念を込めて温泉券や入浴割引券などの発行も必要ではないでしょうか。本市では、敬老記念月にあわせた事業として無料の入浴券とグランドゴルフ券の交付を行っておりますが、通年利用できる無料入浴

券や割引入浴券を発行してもらいたいという市民の声がありました。

長年社会を支えてきた感謝の気持ちと健康増進、社交の場の提供、そして対象となる施設の売り上げ向上、収入増にもつながると思います。県内の各自治体ではそんなに多くは取り組まれてはおりませんが、把握している範囲内で紹介したいと思います。

井川町の入浴施設ゆうゆうでは、65歳以上の町民の方に、そこに来ていただければ毎月5枚の無料入浴券を発行しております。いつも大変にぎわっているそうです。町民以外の方は1回入浴が300円となっております。

横手市では、市内の入浴施設11箇所を対象として、65歳以上の方に入浴サービス券を年間12枚交付しており、施設により個人負担が違いますが、ほぼ半額の割引のようです。高齢者の健康維持と在宅福祉の向上のため取り組まれております。

大仙市では、温泉ふれあい事業として対象となる方は年間12枚ですが、80歳以上の方は無料、70歳から79歳までは半額、60歳から69歳までの障害者手帳保持者の方は半額で、ほかに7回分セットの券が2,000円です。

湯沢市では、まめで長生き湯っこ事業ということで、75歳以上の方に年間12枚券を発行し、1回につき200円が助成となっております。このほかにも温泉・入浴割引事業は行っていると思いますが紹介致しました。

本市でも、障がい者を含めた高齢者の健康増進と交流の場の提供、施設の売り上げの向上に向けて取り組んでもよいのではないかと思います。関係する施設との協議もあると思いますが、今後の取り組み、見解について伺います。

以上で壇上からの質問を終わりますが、ご答弁宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、12番藤原典男議員の一般質問の1つ目、子ども医療費は高校生まで無料化についてと、3つ目の、高齢者の皆様への温泉券・入浴券の発行について、続けてお答えしたいと思います。

まず一般質問の1つ目、子ども医療費は高校生まで無料化についてお答え致します。

福祉医療制度は、昭和44年に80歳以上の高齢者を対象とした医療費助成制度として開始された秋田県の地方単独事業で、昭和48年からは1歳未満の乳幼児を対象に加え徐々に対象の幅を拡大し、長くマル福の略称で親しまれ現在に至っております。

本市では、平成28年4月より子育て支援の観点から対象を中学生まで拡充し、医療費

の自己負担分を完全無料化としております。

さて、平成29年3月第1回定例会での藤原典男議員からの一般質問への答弁では、高校生までの医療費を無料化した場合の見込み額につきまして、平成28年4月から開始した中学生の医療費を参考に約2,800万円と試算しておりました。その後、平成28年度の実績が確定したため高校生の医療費を再度試算した結果、市負担分は2,079万円ほどとなっております。ここ数年の中学生の医療費を基に、令和2年4月1日現在の16歳から18歳までの903人を対象に高校生の医療費を試算した場合、年間の市負担分は約2,000万円となります。さらに福祉医療費の拡充に伴い、システム改修費には200万から300万円を要します。

さて現在、中学生までの医療費について所得制限を設けず自己負担分を完全無料化している市は、県内13市中潟上市を含め6市で、本市が負担してきた中学生までの医療費は毎年3,200万円から3,500万円になり、すべて一般財源となります。

県内での取り組みへの評価についてですが、高校生まで医療費助成を拡大している市は5市で、このうち3市は所得制限や自己負担があり、各市に問い合わせ等行った結果、高校生までの医療費を完全無料化している市は13市中にかほ市、大仙市の2市でございました。

また、にかほ市では平成30年8月から高校生の医療費助成を開始し、令和元年度は570人の高校生で年間1,580万円、令和2年度は560人で1,500万円ほどの支出見込みであるとのことでした。これを基に潟上市の高校生の医療費を試算した場合、年間の支出は2,500万円の支出になるものと思われまます。

今後の本市での取り組みについては、県の動向や子どもの医療費の推移を注視しつつ、引き続き検討してまいります。

続きまして一般質問の3つ目、高齢者の皆様への温泉券・入浴券の発行についてお答え致します。

ご質問にもありましたとおり、市では高齢者ふれあい交流支援事業として、高齢者が積極的に仲間づくりを進めお互いに交流を深めることにより、地域の人たちとの輪を広げ、心身ともに健康で生きがいをもって生活することができるよう支援することを目的に、市内に居住する70歳以上の方を対象に入浴施設及びグラウンドゴルフ場の利用券を配布しており、国が定めた9月15日の老人の日から1週間の老人週間を利用期間として平成26年度から実施しているものであります。その後、老人クラブ連合会や自治会等か

ら、利用期間が1週間では短いという意見が多数寄せられたことにより、平成29年度からは9月の1カ月間の老人月間を利用期間として実施しております。

これまでの利用状況でございますが、入浴施設の利用者数及び利用率はそれぞれ、平成26年度では対象者7,145人中708人率にして9.9%、平成27年度では対象者7,234人中789人10.9%、平成28年度では対象者7,302人中913人12.5%、平成29年度では対象者7,595人中1,074人14.1%、平成30年度では対象者7,884人中1,102人14.0%、令和元年度では対象者8,085人中1,168人14.4%、令和2年度では対象者8,340人中1,050人12.6%となっております。

また、グラウンドゴルフ場の利用者数及び利用率については、平成26年度から令和元年度まで平均利用者数が256人、平均利用率は4.2%となっております。

入浴施設については、利用期間が長くなったことで利用率が若干伸びておりますが、グラウンドゴルフ場については、期間にかかわらず利用率が5%未満と低い水準となっております。そのため、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入浴施設のみを対象に利用券を配布している状況となっております。

ご質問の通年利用できる無料入浴券や割引入浴券を発行などの声に対する本市の対応としては、まずは高齢者ふれあい交流支援事業を広くご利用いただけるよう事業の内容を知っていただき、利用率の向上に努めることが先決と考えております。先ほどご説明したように、利用率が14%前後となっている現状から、広報の方法それから事業の実施方法などを関係施設と連携を図りながら今後検討してまいりたいと思います。

宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、12番藤原典男議員の一般質問の2つ目、高校生通学費助成金の継続についてお答え致します。

高校生通学費助成金は、平成28年3月に策定された潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の1つ少子化対策への取り組みとして、公共交通機関を利用して高等学校等に通学する高校生の保護者の経済的負担を軽減することにより、子育て環境の整備を図ることを目的に平成28年度より実施してまいりました。

助成件数は、平成28年度で1,351件、平成29年度で1,663件、平成30年度で1,648件、令和元年度は1,666件、今年度は2月18日時点で844件の助成で、平成28年度からの累計金額は約5,800万円の助成をしております。

しかしながら、公共交通機関を利用して通学している高校生の保護者の経済的負担の軽減は図られたものの、徒歩または自転車通学をしている高校生の保護者に対する助成はございません。こうしたことから、このたび第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定にあたり、少子化対策と子育て支援策を見直す一環として、出産祝い金支給事業見直しと同様、本事業についても継続を見送ることとしたものであります。

教育費の負担につきましては、国では高等学校等就学支援金として授業料を支援しております。一部所得制限により該当しない場合もありますが、全国の約8割の生徒が利用しており、授業料は実質かからないこととなります。

また、生活保護世帯及び住民税所得割非課税の世帯を対象に、高校生等奨学給付金として教科書費、教材費など授業料以外の教育費を支援しており、高校生をもつ保護者の教育費負担軽減が図られております。

市では、今後も保護者の経済的負担の軽減を図るため、小中学生に要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業を実施し、高校生に市育英会奨学金を貸与するなど、子育て環境の整備に努めてまいります。

以上であります。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員、再質問ありますか。12番藤原議員。

○12番（藤原典男） まず高校卒業までの医療費の件なのですけれども、私の方で県をとおしていただいた資料の内容と、それから今部長がお話されました18歳までの医療費の無料化の完全実施は2つだけということのようのですけれども、それは資料が違うのじゃないかなと思うんです。私の方は令和2年8月1日現在のものです、今一般質問で紹介したとおりなのですが、どのようにして発表したのかちょっとそこら辺伺いたいと思います。資料が違うのじゃないかなと思うのですけれども。

○議長（西村 武） 筒井社会福祉課長。

○社会福祉課長（筒井弥生） ただいまの藤原議員の一般質問についてお答えします。

福祉医療につきましては、毎年8月1日から更新されることとなります。藤原議員の質問にありました鹿角市さんにつきましては、所得制限が実際にはありまして、これホームページの方にも載っております。所得制限があり、また自己負担につきましては課税世帯につきまして半額、上限千円ということになっております。実際に広報等にも昨年の令和2年8月からの実施ということで、鹿角市さんの広報にも載っております。

それと能代市さんにつきましては、藤原議員が述べられたとおり非課税世帯のみ全額

助成で、課税世帯は自己負担、半額上限千円あるということでありましたので、私どもの調べた内容には、特に相違はないかと考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 今所得制限については、能代市と鹿角市のこと例にあげましたけれども、これはたしかに非課税世帯とそれから所得の自己負担の分はあるんですけども、そのほかにあとは、大仙市とかにかほ市とか小坂町、上小阿仁村とか藤里、八峰町、三種町、八郎潟、井川というところはないはずなのだけれども、ちょっと先ほどの部長の答弁がちょっと違うのではないかなということでも今述べましたけれども。

○議長（西村 武） 筒井社会福祉課長。

○社会福祉課長（筒井弥生） 先ほど私が申し上げましたのは市についてのみでありますので、町村につきましてはただいま藤原議員が述べられたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 今県内の状況をね、数年前から比べ18歳までの医療費無料化というのがもう過半数超えました、4月1日から五城目町が所得制限なしでやるということで。ですから、それがやっぱり子育て支援のための重要な政策だということで、各市町村はとらえていると思うのです。そういう点では、本市ではそのようにとらえておりますか。どうでしょう。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、各市町村で実施しているこの福祉医療制度でございますけれども、根幹にあるのはやはり県の医療福祉制度、これをまずベースに致しまして、それぞれの市町村が様々な子育て支援という考え方と通学通勤も含めてですけれども、子どもの医療費をどのようにするかという観点で、財政的な面も考慮して総合的な判断で各自治体が上乗せをして実施しているという制度でございますけれども、潟上市としましては、これまでも県に先んじて中学生まで医療費無料化それから様々な施策を講じておりますので、当然このあとも県の福祉医療制度の状況をみながら、潟上市として対応できるものについては積極的に対応していきたいと考えております。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 今後はいろんな動向をみながらということのようなのですが、私は子育て支援では、重要な施策として位置づけるというところの認識があるのかどうかということを知りたかったのです。どうでしょう。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

子育て支援に関わる様々な施策がございますけれども、その中で例えば高校生までの医療費を完全無料化するということが、福祉行政にとっては優先順位が高いのかどうかということも我々としては判断材料になります。そういった意味では、まずは義務教育といえますか15歳中学生までのことを重点的におきながら子育て支援をしていきたいと。さらにそれ以上のものを実施する場合には、様々な財源、国の動向、県の動向そういったものを勘案しながら、潟上市としてできる範囲内で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 聞き取ったことがちょっと伝わらなかったようなのですが、各市町村で行っている子育て支援のための医療費の無料化、これやっばり重要な位置づけとしてやっているから、本市でもそのような認識があるかどうかということを知りたかったのです。それで、今から5年前に地方創生の話がありましたけれども、潟上市議会としても市の方に地方創生のうえでの子育て支援では、高校生まで医療費を無料にした方がいいよという提言をしているのです。それはわかると思うのですが、その後どのように検討してきたのかというあたり、潟上市議会での提言もわかると思うのですが、そこらを含めて知らなかったとかそれでもいいですし、わかっていますし、そこら辺を含めてどのようにして提言を検討してきたのか検証してきたのか、そこら辺伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

議会からの提言ということで、大変重要な施策であると認識してございます。我々が制度を実施する場合には、どうしても財源をどのように確保して、安定した制度として

継続していけるのかということをもまず念頭におきながら様々な施策を考えてございまして、そういった中では先ほども答弁で申しましたとおり、試算ではありますけれども年間で2,500万円ほどの予算がかかるということで、これを継続していく場合、ほかの制度への予算的な影響がないのかということも考慮致します。そういった意味では先ほどありましたように、このあとの様々な意見が市町村から県の方に出ていると理解しておりますので、県の方の動きにあわせまして、潟上市としましても拡充に向けて様々な運動を展開していきたいと考えております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まず、拡大した場合に2,500万円ほどかかるということのようですけれども、私はそうは思いません、というのは、無料にした場合に、悪くなればすぐ行くからということで受診率が増えて医療費が増えるのではないかという話もあるみたいなのですけれども、実はこの無料にした場合に、悪ければすぐ行くということで、統計的には医療費が2割ほど減になっているということなのです。ですから、私は県内でもやっているこういうことをやれば、2,500万円どころかもっと医療費が下がると私は判断しますので、早い時期に検討してやるように私は提言申し上げて、次の通学費の問題について伺いたいと思います。

いろいろ答弁がありましたけれども、なぜこういう高校生の通学費の補助をはじめたのかということでは、先ほど言いましたけれども、潟上市子ども貧困対策整備計画ということでご覧になっていると思うのですけれども、このように分厚い資料が当時平成29年3月に作っているのです。ご覧になったと思いますけれども数十ページにおよぶものです。この中では、やっぱり子どもの貧困化の状況を見ながら、こういう状態であれば、先ほども紹介しましたけれども、こういう補助をしなければいけないというような判断、それは直接父兄からのアンケートにも基づいたものなのものです。ですから、先ほどいろいろ答弁されましたけれども、検証の仕方が、この問題が本当にもう必要なくなったということの判断ではないと思うのです。私はこのような重要なこと、父兄に対する経済支援の問題をなくしていくということについては、やはり父兄の皆さんからどうですかというお声もいただきながら、全体で合意しながら物事を進めていくというのがやっぱり市としては私大事だと思うのですけれども、そこらへんはご父兄の皆さんに対して、この制度をなくすのだけれども宜しいですかと検証のやり方というのはやってはいないと思うのですが、そこら辺どうなのでしょう。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

検証につきましては、実際にやっておりませんのでご理解願いたいと思います。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） ですから、私やっぱり本市というのは一番になるのがどうのこうのというのであったら、もっと市民の声を聞いて、本当に実情がどうなのかということで次の政策を決めていく。やっぱりこういう市民からの声を聞きながらということが私大事だと思うんです。そして厚生労働省では2018年、これ3年に1回調査しているみたいなのですけれども、今母子家庭の平均所得は86.7%が生活が苦しいという状態になっています。これ厚生労働省の調査です。それから、全世帯の平均所得というのが522万3,000円ですけれども、若干数年前からは上がったのですが、しかしこの所得から下回っている世帯が61.1%あるということなのです。ですから、数年前にこの計画を決めたときと比べて、子どもの貧困率はそんなに改善はされていないし、同じような状況の中で利用された父兄の方が、いや、この制度あってよかったと、もっと継続してもらいたいと言っているのが当然上がるのです。だから、自転車利用しない云々という前に、まず今の実態からみて、本当にこの制度が必要なのだというやっぱり私は認識に立ってもらいたいと思うのです。この計画、平成29年3月に決めるとき、膨大な調査をやっているのです、状態がどうなのかという。ですから、こういうものをやらなきゃいけないということの結論で、今もその内容は変わっていないと思うのですから、私はやっぱり継続してやるべきだと思うのですがどうでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど教育部長から説明ございましたけれども、この事業そのものは潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで5年間の期間ではじめさせてもらいました。そして貧困の子どもたちと、そこを救うためというお話も十分理解できます。しかしながら、今回のこの事業と申しますのは、一律にすべて助成という形を取らせていただいたところでございます。そうしたときに、先ほどの説明でもありましたが、通学について徒歩または自転車通学という方々には一切の助成はないわけでございます。その中でも貧困の学生さんはいらっしゃるはずなのです。ですからそうした場合に、税を投入してやる事業である以上、公平性というのは非常に大事なものと我々は考えております。です

からここは一旦立ち止まって、先生おっしゃる困窮者を救出といいますか救済するためにいかなる事業が適当なのか、税の公平性の観点からも今一度考え直したいということでございますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） この制度は、高校生を持つ親が高校にやる際に、やっぱり経済的不安がやはり学費の問題とそれから交通費の問題ということが圧倒的に、さっきも紹介しましたようにあったんです。それで、通学の際に徒歩それから自転車の方については何もないという、公平性に欠けるということも述べられていますけれども、私はやっぱり、かかった分の全額ではないけれどもいくらか補助するということでは、経済的不安を平等性を見る限りは、やっぱりこれは補助した方がその家庭にとってはいいし、その通学にお金がかからない世帯にとっても、もしこれが平等性に公平性に欠けるとすれば、そういう方も含めていろんな政策を考えて平等性、公平性を保っていった方が私はいいと思うのです。ですから今後、その考え方についてはどうなのかというあたり聞きたいのですけれども。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

私先ほど公平性の大事さをご説明させていただきました。そして税の負担、これはやはり皆さん公平でなければならないということでございます。そして、今これ5年の計画の中で終期を迎えました。一旦立ち止まらせていただいて、今後先生おっしゃるようなことも含めて検討してまいりたいということでございます。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 先ほども言いましたけれども、この重要な政策はやめる、やるといふことに対してはやっぱり市民が主人公ですから、その該当する方から意見をもらいながら今後どうするのかということ、これやっぱり高校生を持つ親にとってはもっと継続してもらいたいという声があるのはたしかですし、今高校1年生が2年生になる親にとっては、「もうなくなるのか」、「経済的負担は大きい」というようなことは当然だと思ふのです。ですから、早い時期にやっぱりちゃんと継続していただきたい、私はそう思いますけれども、いろいろこれ以上言っても平行線になると思ふますから、まず必要性あるのだと、今のこの状況から見てということで認識していただいて、早い時期に私は復活していただきたいということで、次の問題に移りたいと思ふます。

高齢者の皆様への温泉券・入浴券の発行についてなのですが、各市町村でなぜこういうことを取り組んでいるかという認識についてどう評価するのか、もう一度お願いしたいのですけれども。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

各市町村で実施されております入浴施設等への利用券の配付でございますけれども、敬老精神を元にしまして高齢者の方々への感謝を込めて実施している事業ということでありますので、これはこれで素晴らしい事業だと認識しております。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 今本市では入浴券、敬老の時期にあわせて1回出る。ただその利用率が14%前後だというお話もされましたけれども、この今答弁ありましたけれども、通年にわたっていつでも自由に使えるということ、しかも、これが健康増進それから福祉在宅の問題にとって、それから施設の売り上げの向上にとっては私本当に重要だと思うのですけれども、そこら辺を含めての見解というのはいないですか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず福祉の観点から申し上げたいと思いますけれども、高齢者福祉というものも大変重要な施策でございますので、行政で実施するうえでは入浴券に限らず様々な施策を今現在実施しておりますけれども、これは、年間を通じた利用券の交付ということになった場合に、確かに交流と健康増進という意味ではよろしいかとは思いますが、福祉の原点に戻りますと、じゃあ果たして入浴施設、公衆衛生の部分も関係ありますけれども、福祉と公衆衛生の観点からみますと、各家庭で何らかの都合によりお風呂がどうしても使えないという状況があった場合でありますと、それについてはやはり福祉の観点からまたは公衆衛生の観点から、行政側の方で何らかの手助けが必要だと思いますけれども、単に余暇時間を有効に使うということの観点で、交流と親睦を深めるという視点からいきますと、年間を通じての利用券の交付はどうなのかなと一考を要するものと理解しております。ただし先ほど言いましたように、経済的な部分でありますけれども、これは市内には入浴施設、公的施設と民間施設あわせまして3つほどございますけれど

も、それぞれの入浴施設の方で様々な営業といいますかそういったものを考えた場合には、入浴プラスアルファの部分で収益を得るという観点からいきますと、大勢の方々に集まってもらうのは経済的効果もあるかとは思いますが、福祉の分野それから公衆衛生の分野でいきますと、年間を通じての入浴券というのははたして本来の趣旨に沿ったものであるのかどうかというところは様々な意見があると理解しております。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 高齢者の1人世帯ということもありますし、こういう交流の場を作っていくことも、やっぱりボケ防止には重要なことだと思うのです。今まで社会を支えてきた高齢者の方が、交流の場もあるしそれから自分の健康増進にもつながる。風呂に入れないという人もいると思うのです。うちの風呂狭くて寒くて。それで温泉の方に来ているという方もおりますけれども、そういう全体的な高齢者のやっぱり健康増進それから社交の場を作っていくうえでは重要な政策だと思いますので、今後検討する価値があるのかどうなのかももう一回お聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

福祉の分野から申し上げますと高齢者、ひとり暮らしの方も大変多くなってございます。そういった意味では、入浴施設というよりは各地域で様々なサロンという形で相談業務に応じたり、地域の仲間との交流を深めたりという事業も実施しておりますので、そういった事業をぜひ進めていきたいなと思っております。確かに、入浴施設を利用するというのも施策の一つではあるのですが、地域の方々がより身近なところで顔見知りの方々が多く集まって交流を深めることができるようなそういった介護予防を観点としました交流サロン、そういったものを各地域の方との協力を得ながら積極的に進めていきたいと考えております。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 今答弁いただきましたけれども、入浴施設だけでなく各地域でもサロンとか、それも本当に重要です。ただこの問題は、課題は各市町村で取り組んでいる素晴らしい事業だと思いますので、今後の本市の取り組みの姿勢なんかも、もう少し打ち出してもらいたいと思うのですがどうでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど部長の方からは、福祉の観点からお話させていただいたところであります。そして私は、くらのの方の代表取締役も兼ねておりますので、そちらの視点からちょっとお話させてもらいますと、たしかに入浴券を市でもって補助する、そのお金を使っただけで収入が増えるということは確かにあります。しかしながら、我々は指定管理料をいただきながら運営をしており、お客様にいらしていただくためには、我々の努力でそこは増やしていきたいというものがあります。結局この券をいただいて入浴される方というのは、やっぱり税の導入ということになりますので、指定管理料プラスまた税をいただくということにはちょっと抵抗がございます。まして、今現在の利用率は14%前後ということがございますのでほとんどが、うちの方でも毎週毎日来られるリピーターの方がいらっしゃいます。そういう方々にとっては非常に喜ばれることかもしれませんが、これを税の公平性ということから考えますと、なかなか施策としてこれを実施というのは難しいのかなと思います。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 補足になりますけれども、大仙市とか横手市、湯沢市で、なぜこういう事業をやっているのかということをもう一回本市でも担当課で検証しながら考えていただきたいということを要請しまして、私の一般質問終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって、12番藤原典男議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時半まで休憩します。

午前11時45分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、10番佐藤義久議員より、午後から欠席の届け出がありますのでご報告を致します。

それでは、3番菅原理恵子議員の発言を許します。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） お疲れ様でございます。

私からは、大きく3点にわたって一般質問させていただきます。

大きな1点目。地域共生社会の実現等に向けた取り組みについて。

厚労省は令和2年度第3次補正予算で、支援対象者児童等見守り強化事業等などで十分な予算を確保致しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要があること。また未就園児は地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取り組みを強化する必要があることから、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどして、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援を通じた子どもの見守り体制を強化する支援対象児童等見守り強化事業について、安定的実施に向けて引き続き財政支援を行うこととされております。

補助基準額は1カ所あたり972万3,000円で、民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業に係る経費となっております。

実施主体は市町村で補助率100%となっております。

子育て支援を行う民間団体等（こども食堂、子ども宅食等）が訪問等を実施し、状況の把握・食事の提供・学習・生活の指導支援等、定期的な状況把握など支援を通じて見守りの強化を行うこととしております。

また、生活困窮者自立支援では、子どもの学習・生活支援事業の強化については、第二次補正予算に引き続き、学習・生活支援事業と学校やこども食堂、フードバンク等の関係機関を結ぶコーディネーターの配置等による支援強化のほか、オンラインによる学習・相談支援を行うための貸し出し用タブレットの購入、事業者におけるインターネット回線の設置、通信機器整備、eラーニング教材の作製等が可能となっていることから、各自治体においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給付金・貸付・食糧支援・緊急雇用創出等・子どもの学習・生活支援事業など、地域の実情に応じ必要な取り組み方を進めております。

本市では、地域共生社会の実現という観点から、新たに計画の見直しを図る必要があることから、これまでの地域福祉計画の取り組みを継承しつつ計画の改訂を図ることとし、令和3年度から令和7年度までの5カ年計画を地域福祉計画・第3期（案）を今定

例会に提出されました。その中で、地域福祉は行政だけでなく、市民一人ひとり地域で活動する諸団体や事業者が連携し、地域で互いに助け合い支え合って推進するものです。相互に助け合うことができる体制を整備するためには市民、地域、行政がそれぞれ地域の中で期待されている役割を果たし、相互の取り組みがつながるネットワークや共に助け合う気持ちを持った地域コミュニティの確立が不可欠です。そこで本計画の推進にあたっては、地域福祉の推進のために市民、地域、行政に期待される役割を明確にして、それぞれの取り組みがつながることで地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。また、世代間交流の活性化での現状と課題では、ライフスタイルの多様化により共働き世帯や単身世帯などが増えたことで地域における世帯の構造も多様化し、地域での日常生活に様々な課題やニーズが生じています。世代を超えた市民交流は地域として人を育て、互いに助け合い、市民全員で地域活性化させていくために大切であること等が盛り込まれておりました。

以上の観点からお伺い致します。

①本市においても、児童虐待の相談件数が増加傾向にあります。地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子どもの見守りや必要な支援策については、来年度新事業の子ども家庭総合支援拠点設置事業に関わりがあるのか等も含めた支援策についてお伺い致します。

②民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、子ども食堂や子ども宅食等、必要な支援につなげる体制づくりについてのお考えはいかがでしょうか。

③貧困における子どもへの学習支援では、家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受けられるよう、教育の支援を行っていくこととされております。その中で、学校をプラットフォームとしてどの様に支援につなげていくのか。また、eラーニング教材についてのお考えはいかがでしょうか。

④地域での日常生活に様々な課題やニーズに対応しながら、最重要でもあります地域共生社会の実現に向けた地域活性の取り組み等も含めたご所見をお聞かせください。

大きな2点目。防災・減災5カ年対策について。

2021年度から5年間で総事業費15兆円に上る防災・減災、国土強靱化のため、令和3年から令和7年の5カ年加速化対策が始まります。計123の防災・減災事業を重点的に実施し、完了時期の前倒しも目指します。新たな5カ年対策の特長は、20年度で終了する防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策、総事業費約7兆円と比較し、期間

だけではなく事業規模も拡充している点です。対策の柱は大きく3点となっております。

第1に、甚大化する自然災害への備えの強化です。河川の流域全体で取り組む流域治水対策として、河川堤防の強化や遊水地の整備などハード面と、住民の避難体制強化を含むソフト面を一体にした事前防災に取り組みます。

第2に、道路などの老朽化対策を強力に推進します。高度成長期以降に整備されたインフラが今後一斉に老朽化します。劣化が少ないうちに補修することでメンテナンスコストの低減も進めます。

第3に、デジタル化の推進で防災気象情報の高度化などに取り組む。豪雨をもたらす線状降水帯の予測精度を向上させ、大雨への警戒を半日前から呼びかけられるよう技術開発を促すこととなっております。

新たな5カ年計画には、インフラ老朽化対策を含め、中長期的な視点で計画的に取り組むこととなりました防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策数は123ありますが、総務省ではおおむね15兆円程度を目途とし、人命・財産の被害を防止・最小化するための対策では50対策があります。そのうちの住民等への情報手段の多重化・多様化対策では、防災行政無線（屋外スピーカー）の整備や戸別受信機の導入促進、放送波を用いた情報伝達手段等の新技術の検討等により、情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。また、災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・畜エネ設備に関する対策では、再生エネルギー設備等の導入により避難施設・防災拠点を災害・停電時にも機能発揮が可能とすることで、被災者の負担等を軽減する。上水道管路の耐震性強化等を図ることにより、地震による大規模かつ長期的な断水を減少させる。全国の基幹管路の耐震適合率は、平成30年度では40.3%で、国は令和10年までに60%の達成目標としております。

令和3年2月1日現在における市区町村における国土強靱化地域計画の策定現状は、秋田県内13市のうち10市が策定済みで、本市を含む鹿角市・にかほ市の3市が策定中で、令和3年3月を策定完了時期となっております。国土強靱化地域計画に基づき実施される事業に対し、交付金・補助金制度で関係府省庁が支援するというものです。

平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨など、大規模災害が近年頻発している。先月の暴風雨では停電被害が本市でも発生するなど、多くの高齢者や障がい者等が被害をうけることになり、要配慮者の避難の実効性確保は急務となっております。自ら避難することが困難な高齢者や障がい者の要支援者ごとの避難計画に取り組み

が必要にもなってきます。広島市では、平成30年7月豪雨時、自力で避難が困難な在宅の要配慮者に対して、介護タクシー事業者がボランティアで緊急輸送し避難させたという事例が発生。介護タクシーグループと災害時、または災害発生前に身体障がい者や要介護者の要配慮者支援に取り組む災害時における緊急輸送等に関する協定を締結しました。

以上の観点から次の点についてお伺い致します。

①本市での策定中の国土強靱化計画について。計画に沿った事業を行うと思いますが、優先順位に基づき事業内容等をお知らせください。

②住民等への情報手段の多重化・多様化対策について。防災行政無線（屋外スピーカー）は普段でも聞き取れず、暴風雨時にはなお聞こえないし、お知らせがあったこともわからない状態です。市民の多くから、災害時に電源が切れた状態でもスイッチが入り情報伝達できる防災ラジオ導入の声が多く届いております。以前にも質問しておりますことから、進捗度も含めてお伺い致します。

③防災拠点施設・本庁舎等には、防災拠点として再エネとの対策はあると思いますが、ほかの避難施設についての対策はいかがでしょうか。

④大規模災害かつ長期的な断水を減少させるため、上水道管路の耐震性強化はなされているのでしょうか。

⑤自力で避難が困難な在宅の要配慮者に対して、災害時における要配慮者・緊急輸送等の協力に関する介護タクシーグループとの協定についてのお考えはいかがでしょうか。

以上、壇上から大きく2点にわたり質問させていただきます。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、3番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目、地域共生社会の実現等に向けた取り組みについてお答え致します。

ご質問の1点目、本市においても児童虐待の相談件数が増加傾向にあります。支援ニーズの高い子どもの見守りや必要な支援策については、来年度新事業の子どもの家庭総合支援拠点設置事業に関わりがあるのか等も含めた施策等についてお答え致します。

本市では、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し適切な保護や支援を図るため、関係機関による子どもや保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場として、子どもを守る地域ネットワークの役割を持つ潟上市要保護児

童対策地域協議会を平成18年度に設置し、子どもの権利擁護や児童虐待の発生予防、早期発見及び迅速・的確な対応などに努めております。また平成28年度の児童福祉法等の一部改正により市町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め相談に応じるとともに、調査及び必要な指導、支援を行うことが明記され、令和4年度までに子ども家庭総合支援拠点の設置が努力義務となりました。これを受け本市では、令和3年度新たに市福祉事務所内に子ども家庭総合支援拠点を設置することとしております。

本市の児童虐待を含む養育相談等については、家庭児童相談員を配置し対応しておりますが、家庭児童相談の延べ件数は毎年400件前後で推移し、このうち児童虐待相談は平成30年度9件、令和元年度では11件、令和2年度は1月末現在で21件となっており、延べ件数も600件余りとなっております。その要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響というよりも、児童虐待が社会的に認知されたことによって、市民からの通報や関係機関との情報共有により、対応した事案が増えたことによるものとなっております。

相談や通告による調査は、家庭児童相談員と児童担当職員が行っており、大半は軽症の事案となっておりますが、中には長期に見守りが必要とされるものや、親子関係の修復等に時間を要する事案も含まれております。

本年4月に設置予定の子ども家庭総合支援拠点は、福祉、保健、医療、教育等と連携を図るとともに、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会、児童相談所等の関係機関との連携・協働により、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、子どもの健やかな成長や発達を支援してまいります。

ご質問の2点目、民間団体等も含めた様々な地域のネットワークを総動員し、子ども食堂や子ども宅食等、必要な支援につなげる体制づくりはについてお答え致します。

本市では、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、秋田県子どもの貧困対策推進計画と連携した潟上市子どもの貧困対策整備計画を平成29年3月に策定しております。

本計画では、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つの基本方針を掲げ、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができるよう、計画に基づき支援を行っております。

教育の支援では、学校をプラットフォームとした総合的な支援として県が実施するスクールカウンセラーの配置などのほか、就学支援の推進として市が実施する子どもの学習支援事業など13事業があり、生活の支援には、保護者の自立に向けた支援として生活困窮者自立支援事業など10事業と子育てに関わる支援10事業、子どもの健康と生活の支援などとして6事業、計24事業を実施しております。また、保護者に対する就労の支援では、就労に関する相談や情報の提供、資格・技能の取得に向けた支援として6事業を、経済的支援としては、ひとり親への貸付事業など4事業を実施しております。

各課では、所管する事業について毎年事業の実績評価を行い、年1回の市民を中心とした委員からなる子どもの貧困対策協議会において進捗評価を行っております。これまでの進捗評価では、おおむね事業が順調に実施されているとの評価をいただいております、大半が継続実施となる事業でございます。

本計画は、平成29年度から令和3年度までの5カ年を計画期間とする計画であることから、来年度は次期計画の策定年度にあたります。

子ども食堂や子ども宅食等につきましては、現計画への事業実施の取り組みはありませんが、来年度は第2期目となる子どもの貧困対策整備計画の策定年度であることから、0歳から19歳までの子どもを持つ世帯へのアンケート調査による実態把握を行う予定となっております。その中で、子ども食堂や子どもの宅食等についての意見や要望等を参考にしながら、国、県の動向にも注視し判断してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、学校をプラットフォームとしての支援策についてとeラーニング教材についてお答え致します。

潟上市子どもの貧困対策整備計画基本方針1の教育の支援では、学校をプラットフォームとした総合的な支援と就学支援の推進の2つを施策に掲げております。

学校をプラットフォームとした総合的な支援については、学校、関係機関との連携による相談体制の充実として、県が実施しているスクールカウンセラーの配置や心の教室、親と子の相談員の配置、広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による支援体制の充実と、本市が実施している地域による学習支援として、地域の実情に精通した地域コーディネーターが授業や学校行事に支援する地域学校協働活動事業があります。

また、就学支援の推進としては、要保護児童、準要保護児童を対象に実施している子どもの学習支援事業などがあります。

事業の実施状況や課題、成果などを確認しておりますが、ほとんどの事業が効果的に実施されており、今後も継続実施としております。

次に、eラーニング教材についてであります。本市では国のGIGAスクール構想に基づき、令和3年度からオンライン学習に対応できるよう学校ICT環境整備事業に取り組んでまいります。

ご質問の4点目、地域での日常生活に様々な課題やニーズに対応しながら、最重要である地域共生社会の実現に向けた取り組みについてお答え致します。

本市では、平成23年3月に潟上市地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んできたところですが、地域共生社会の実現という視点から新たに計画の見直しを図る必要があります。このたびの定例会に、令和3年度を初年度とする潟上市地域福祉計画第3期（案）について議案を提出させていただいております。

国では、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、包括的な支援体制の整備に関する事項について具体的に示しております。地域共生社会の実現のためには、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す必要があります。

地域福祉は行政だけではなく、市民一人ひとりと地域で活動する諸団体や事業者が連携し、地域で互いに助け合い支え合って推進する必要があることから、市民・地域・行政がそれぞれ地域の中で期待されている役割を果たし、相互の取り組みをつなげ、地域全体で支え合うためのネットワークを構築し、自助、共助、公助のもとに地域福祉が推進される仕組みを整えることが求められています。

このたびの地域福祉計画（案）においては、市民一人ひとりが我が事として、主体的に地域に関わり互いのつながりを大切にしながら共に支え合う地域社会の形成を目指すため、一人ひとりが我が事として地域に関わり、みんなの力で支え合う福祉のまちかたがみを計画の基本理念に掲げ、これまでの基本方針を継承したうえで、市社会福祉協議会などとの連携・協働を図りながら、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 3番菅原理恵子議員の一般質問の2つ目、防災・減災5か年対策についてお答え致します。

ご質問の1点目、本市で策定中の国土強靱化計画についてお答え致します。

国土強靱化計画は、大規模な自然災害などに備えるため、事前防災や減災、迅速な復旧・復興につながる施策を計画的に実施して、強くしなやかな地域づくりを進める取り組みであります。本市においても、第2次潟上市総合計画及び地域防災計画などの分野別計画との整合性を図りながら、現在策定作業を進めております。

ご質問にあります優先順位に基づく事業内容についてですが、本計画では、想定するリスクに対する事前に備えるべき目標を設定し、その目標に対して起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の対策施策を洗い出し、重点化しなくてはならない施策を選定しております。計画に掲げる各施策は、個別の整備計画等により実施することになります。今後は関係機関等との連携・調整を行い、早期に計画策定できるよう作業を進めてまいります。

ご質問の2点目、住民等への情報手段の多重化・多様化についてお答え致します。

本市における災害時の情報伝達方法については、防災行政無線、防災行政無線テレホンサービス、登録制防災情報メール、市ホームページ、Lアラートを活用したNHKデータ放送、秋田県防災ポータルサイトによる情報提供を行っております。

県内の防災ラジオの導入状況は、エフエム秋田を活用しているケースが3自治体、コミュニティエフエム放送を活用しているケースが3自治体、ポケベル電波を活用しているケースが1自治体で、県内7自治体が導入しております。そのうち北秋田市では、市内4地区のうち1地区が一部未整備地域もあったことから、主とする情報伝達手段を防災ラジオとし、平成29年から2カ年でシステム構築を含め事業費約3億3,000万円で整備しております。

本市において防災ラジオを導入する場合、受注生産である防災ラジオの整備費用が必要になるほか、対象世帯を全世帯とするのか、高齢者や一人世帯を対象とするのか、貸与を有料又は無料にするのかなど様々な検討が必要です。北秋田市の導入実績をもとに、潟上市の全世帯に防災ラジオを整備した場合を試算すると、約4億2,000万円の事業費となります。本市では、これまで防災行政無線のデジタル化や子局の増設、中継局の新設及び幼稚園、保育園、小中学校、公共施設等へ戸別受信機を設置するとともに、Jアラート機器の新型受信機の更新整備など、緊急・防災減災事業債を活用し情報伝達手段の整備を進めてまいりました。このような状況であることから、平成31年3月議会の菅原議員の一般質問でもお答えしているとおり、次期防災行政無線更新時期にあわせ検討

することとしております。

ご質問の3点目、避難施設の再エネ対策についてお答え致します。

再生可能エネルギーを活用した施設整備としては、地域住民が市役所や学校等の避難施設に、夜間安全に避難するために必要な屋外照明機能を維持するため、太陽光パネル付きLED照明の街路灯を市役所や学校等に整備しております。避難施設においては、停電時に対応する自家発電装置を中心に整備しております。再生可能エネルギーを利用した避難施設の整備については、今後財政状況や費用対効果等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

ご質問の4点目、大規模災害かつ長期的な断水を減少させるため、上水道管路の耐震性強化はについてお答え致します。

本市の上水道の基幹管路の耐震適合率は、令和元年度時点でおおよそ10%となっており、それほど耐震化率が高くない状況にあります。本市では、これまで給水区域及び未普及地域の水需要に対応するため、浄水場や送水ポンプ場の整備を継続してきたことにより、基幹管路の更新が進まなかったことによるものです。このため、今後はアセットマネジメント策定により、基幹管路などの現有資産を的確に把握するとともに、中長期的な財政収支の見通しを立てることによって、基幹管路の更新による耐震化に取り組むこととしております。

ご質問の5点目、自力で避難が困難な在宅の要配慮者に対する緊急輸送時等の協力に関する協定はについてお答え致します。

大規模災害時には、車両の確保が困難となり、応急対策に必要な人員を迅速に投入できない事態や、車両確保が困難となり、自治体職員が応急対策に向かおうにも必要な輸送力が確保できなくなる事態が想定されます。また高齢者や障がい者、人工呼吸器装着患者や透析患者、その他福祉避難所等での対応が必要な災害時要援護者についても、移送手段を確保できない事態が多発することが想定されます。

大規模な災害発生の際には、市などの行政機関が対応する公助、自分の身は自分で守る自助、地域や近隣の人々が互いに協力して防災活動を行う共助が重要となります。市では、地域防災力の醸成を目的として自主防災組織の設立を推進し、資機材購入補助を行いながら組織化に取り組んでいますが、市全体での組織率は約45%となっているため、組織化に向けた取組を継続して行っております。

菅原議員のご質問の、自力で避難が困難な在宅の要配慮者に対する緊急輸送時等の協

力に関する協定につきましては、県及び近隣市町村の動向に注視するとともに、協定を締結できる輸送機関があるかなどを見定めながら、今後も災害を未然に防止し、災害から市民の生命・身体・財産を守るため総合的な防災体制の強化を図り、市民の安全・安心の確保に努めてまいります。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員、再質問ありますか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） ご答弁いただきありがとうございます。

まず1番の①なのですけれども、市民からの通報、関係機関からの通報ではないのですけれども、そういうもので虐待件数が増えてきたということで把握したらいいですか。それが増えてきたということでありましてけれども、令和元年度が11人で令和2年度が21件ということで、これ約倍近く増えているわけなのですけれども、その支援ニーズの高いものというものは、その中でどのようなものがありますか。

○議長（西村 武） 筒井社会福祉課長。

○社会福祉課長（筒井弥生） ただいまの質問にお答えします。

支援ニーズの高いものにつきましては、例えば虐待等で即対応が必要なものというのがあげられると思います。そういった虐待等でニーズの非常に高いものにつきましては、家庭児童相談員もですけれども職員が即対応できるようにしております。警察等からの連絡等もありますので、そういったことについてはできるだけ早い段階で対応できるように実施しております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 即対応が必要なものがあるとおっしゃいましたけれども、その対応して支援策として、どのような機関につなげていくとかそういうものも含めて教えていただければと思います。

○議長（西村 武） 筒井社会福祉課長。

○社会福祉課長（筒井弥生） 機関につきましては、非常に重度なものにつきましては警察あるいは保護が必要であれば児童相談所、それからのちに学校や保育所といった関係機関に連絡をして対応するようにしております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 先ほど部長の答弁にもございましたように、平成30年12月18日児

童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議が決定で、令和4年度までにこの全市町村に子ども家庭総合支援拠点法を設置することを目標とされておりますけれども、本市では、早期に設置に向けた取り組みをしていただいたなということで、この件についてまず御礼申し上げます。それで、新事業との関わりがあるということがわかりましたので、この件については所管委員会でもありますので、委員会でまた詳細について質問させていただきたいと思っておりますので、この点宜しくお願い致します。

②について移りたいと思えます。

子ども食堂、子ども宅食等については、現時点では今考えていないというような答弁の内容で宜しいのでしょうか。

○議長（西村 武） 筒井社会福祉課長。

○社会福祉課長（筒井弥生） ただいまの質問についてお答えします。

子ども食堂等につきましては、今のところは考えておりませんが、潟上市の貧困対策計画ありますけれども、この上位計画に秋田県の子ども貧困対策推進計画があります。この計画の今年度が2期目の策定年度にあたりまして、県の方で実際に子ども食堂に関してのアンケート調査を行っております。そのアンケート調査の結果の中でも、特に1人親への調査になりますけれども、市民が求めるこの必要とする子どもの対策として最も望んでいるものというのは、子育て世帯の方については子どもの就学資金の貸し付けや奨学金、特に奨学金につきましては返済義務のない奨学金、返済のないものを希望する声が多かったという結果になっております。また、続きましては、無料または低料金の学習支援等を望む声が高くて、子ども食堂等に関しては下から3番目の要求になっておりました。潟上市では、子どもの学習支援事業は要保護、準要保護の方を対象に平成28年度から取り組んでおりますということもあまして、まず必要な支援を先に実施するという事を考えております。来年度は、次期子どもの貧困対策整備計画の第2期計画の策定年度でもありますので、その中でも0歳から19歳のお子さんを持つ保護者を対象にアンケート調査を実施する予定でおります。その中で市民の声を、子育て中の方の声をお聞きしながら、必要であれば対策をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 今年度第2期子ども貧困対策整備計画でアンケート調査で実態把握をして検討していくというような答弁の内容でありました。長期休暇というか夏休み、

冬休み等の長期休暇とまた今回みたいにコロナで急に休校になりましたというような形のときに、この要保護、準保護の方の食というものについて、そういうものを考えたときにこの子ども食堂、子ども宅配というものが必要ではないのかなという思いでおりましたけれども、その長期休暇等ということについての食はどのようにしていくのか、その辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 筒井社会福祉課長。

○社会福祉課長（筒井弥生） ただいまの質問にお答えします。

長期の休暇につきましてはなかなか難しい点もあろうかと思えますけれども、潟上市としましてはフードバンク秋田と連携し、実際に食料支援を行っております。この中では今年度の実績と致しまして、コロナが始まったころからの実績になりますけれども令和元年度と比較しますと、令和元年度は実人数で24名の方に食料支援をしております。延べ人数で87名。令和2年度、これコロナが始まってからは実人数で18名、延べで56名の方に食料支援を実施しております。この中で、小さいお子さんのいる方からは2世帯ということになっております。必要があれば生活困窮やその他様々な機関、健康推進課や幼児教育課あるいは保育園等から連絡をいただいて連携しながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） ④に移りたいと思います。

地域で支え合うことが大切、それを行政指導でどのようにしていくのかということのことをちょっとお尋ねしたいのと、また新たに多様な担い手の育成、参画、民間資金活用の推進、社会参加の場の整備ということについてどのように策をしていくのか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 筒井社会福祉課長。

○社会福祉課長（筒井弥生） ただいまの質問にお答えします。

多様な世代の交流を活用したということでありましたけれども、例えば潟上市の子どもの貧困対策整備計画の中では、基本計画の1に教育の支援ということを挙げております。この中で地域学校共同活動事業というものを実施しております、学校、家庭、地域の連携共同による事業であります、学校の求めに応じて地域のボランティアが行う事業となっております。例えば、世代間を超えて自分の持てる力を様々なところで発揮

するために、地域と学校が協力して連携し、学校の中に高齢者等の力を発揮する場、そういったところで様々な交流を深めて、地域の活性化あるいは交流というところを実現していくと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） ありがとうございます。大きな2番目に移りたいと思います。

大きな2番目の①、国土強靱化計画、これ先ほど申し上げましたように、今年度の3月で策定計画が終わるという形でありました。想定するべきリスクに基づきリスクから重点政策に向けていくというようなことで、内容的なものは一切答弁いただけませんでした。これ、どのような内容を盛り込んでいるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまの質問にお答えします。

潟上市における国土強靱化の基本的な考え方ということでございますが、これは、起きてはならない最悪の事態ということで、これの対応ということでありまして、例えば内容としましては、河川改修等の治水対策、河川、ダム関連施設の老朽化対策や、幹線道路の整備それから道路施設の老朽化対策、それから水道施設の耐震化、老朽化対策など、これの最悪の事態を回避するための推進方法を重要業績指標として目標値を定めるということになっております。

現在の策定状況であります。予定としましては今年度の3月末の予定でしたが、若干今計画の素案は大体でき上がっておりますが、ただいま調整段階でありますので3月中も若干遅れる可能性が出てきておりますが、少なくとも6月ころまでには出来上がる予定となっておりますので宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 契約の素案はできているけれども調整中ということでありましたけれども、何について調整なのですか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

あくまでも今現在はまだ素案でありますので、ちゃんとしたその内容を精査しながら再度しっかりとした計画になるよう調整中ということでありまして。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 了解しました。

②の情報手段の多重化・多様化対策についてに移りたいと思います。

これ再三申し上げておりますけれども、やはり防災行政無線、これ最近豪雨で外に出て聞くものだと私前言われたのですけれども、そういうときには外に出て、とてもではないけれども聞くことはできません。それで、その情報で市民の命を守ることができるのかということがまず1点です。やはり高齢化してきていて、近所の方からもやはり、最近テレビ見ていたら北秋田市の防災ラジオ映っていてねと。やはり、潟上市としてもああいうラジオが必要なのではないかということもいわれております。整備するには費用がかかるということではありましたけれども、これ再三私質問してございまして、個別受信機設置しているところ公共施設だと、あと確か消防の分団長さんとかと前確かそういう答弁もいただいた記憶がございますが、そこから市民にどうやって情報が伝わってくるのかということの連携というか情報手段というか、それをどのように指導なされているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

防災無線は、外に出ないと聞こえないということでございますけれども、防災無線だけではなくて、今現在は市としましては、例えばいろんなこの情報手段、例えば登録制のメールそれからNHKのデータ放送なども活用しながら、防災無線のみならず複数の媒体で情報提供を行っております。さらに、この防災行政無線であります、平成26年度から平成29年度までの4年間で約4億6,000万円投資しまして、ようやく全域にデジタル化になったわけです。ですので、さらにまた新たに防災ラジオ新規導入する場合は、新たにまた整備費用等財政支援措置の確保が必要でありますので、繰り返しの答弁であります、次期の防災行政無線更新時期にあわせ、必要であれば検討したいと思いますので、まずはこれまで同様、防災行政無線、登録制メールやLアラートを活用したNHKのデータ放送などにより、一層周知してまいりたいと考えておりますので宜しくお願いします。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） メール登録者数というのは、どのくらいいらっしゃるのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまの質問にお答えします。

メールの登録者数は、こちらではちょっと把握することはできませんので宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 登録者数は把握していない。でも市としてはそれで十分の情報手段だというお考えであれば、きちんと把握しておかないといけないことではないかなと思いますので、その点宜しくお願い致します。時間もないので次に移らせていただきます。

上水道管路の耐震化は10%で耐震化されていないと思いましたが。それで先ほどの答弁でも、国土強靱化の計画の中にもそういったものを盛り込んでおりますということでありましたので、これ早急にまた耐震化をなさないといけないのではないかなと思いますけれども、その点について再度お尋ねしたいと思います。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

現在市では、アセットマネジメント策定中ございまして、その中でいわゆる基幹管路の耐震化について計画する予定としてございます。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） アセットマネジメント計画策定中ということでありましてけれども、耐用年数によつての順位というのは決まってくると思いますので、その辺からはじめていくというお考えはいかがなものでしょうか。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほどもお答え致しましたが、現在作成中のアセットマネジメントによって、管路施設の現況を的確に把握することにしております。それによって耐用年数等が明らかになりますので、それをもって中長期的な目線で耐震化については計画していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） ⑤に移りたいと思います。

この介護タクシー協定というのは考えていないということの答弁だったと思います。これ自力で避難が困難で、在宅での要配慮者というこの人数とかは把握していらっしゃるのかどうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

災害発生時の避難に援護を要する方々のことになりますけれども、まず介護タクシーの連携協定につきましては、残念ながらこの周辺には連携協定を結んだうえで十分な輸送手段を確保できるような事業者がありませんので、個々の介護サービスの中では介護タクシー利用する方もおりますけれども、残念ながらそういう連携をするまでの者はないということでご承知願いたいと思います。ただし、それ以外のところ、例えば民間のバス会社といったところで災害時、災害の内容にもよりますけれどもそういった災害が発生して、要援護者が移動手段の確保が必要だということであれば、このあとそういった潟上市周辺も含めた事業者との連携協定もあり得るのかなと考えております。その援護者の名簿ですけれども、要援護者については、本人の承諾を得たうえでの名簿は存在いたしますけれども、それ以外の方々でまだ承認の得ていない方々もたくさんあると思いますので、これについてはこれからもさらにその運動を進めていきたいと考えております。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 最後となります。

輸送手段ができる施設がないということでありましたけれども、介護施設等は避難所の締結をしていると思いますけれども、その介護施設によつての輸送という締結については、お考えはいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 介護施設等に関する災害発生時の避難が必要な場合の手段でございますけれども、それも災害の状況によりますけれども、交通の移動が可能な場合でありますと、まず各事業所でお持ちのマイクロバス、ワゴン車、そ

ういったものでまず利用することになるかと思われま。それ以外のところにつきましては、それぞれの事業所で災害に関する計画が立ておりますので、その中での活動ということになりますけれども、もしそういった手段がどうしても構築できないという事業者があれば、やはり行政側の方に相談をしていただきながら事業を進めていきたいと思ひます。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 終わります。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって3番菅原理恵子議員の質問を終わります。

10分間休憩します。再開は14時40分。

午後 2時30分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番佐藤敏雄議員の発言を許します。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 6番佐藤敏雄でございます。傍聴者の皆様ご苦勞様でございます。

さてこの度の定例会におきまして、一般質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。また、市民の皆様をはじめとして、答弁をしていただく当局職員の皆様には厚く御礼を致しますとともに、市政発展のため日夜ご尽力をされていることに対しまして深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

私は、大きな項目で2項目7点について、このたびも前回と同様に感染症予防対策を考慮して質問をさせていただきます。

なお、1カ所訂正をお願いしたいと思います。私の質問の中の6分の3ページの7行目であります「1,742万7,642円が消滅となりました」の「が消滅」の3文字を削除願ひます。

それでは、通告の要旨に従ひ質問してまいりますので宜しくお願ひ致します。

大きな項目の質問1点目は、財政問題への今後の見通しについてであります。

はじめに、令和元年度決算書からのお伺いとなりますが、本市は一般会計の歳入に占める自主財源は約28%前後で、それは主に市税であります。

主な事業は、依然と依存財源に頼っているのは皆様ご承知のとおりであります。

自主財源の根幹であります市税は、調定額28億8,607万8,797円で、ここまでは市の財

源であります。今年も一般会計から不納欠損処理額1,742万7,642円となりました。収入未済額である1億5,827万4,854円は本市の限られた大きな財源であります。私は、税金ほど公平なものはないと思っている一人であります。収入が多ければ多いなりにまた少なければ少ないなりに、働いたお金の中から国を支えていくためには納めていただくことが必要不可欠なことであると思っております。

県外の例では、班体制を組み滞納者に対して細やかに接し続けた結果、滞納者も不納欠損処理もほとんどなくなったという事例もございます。市においても、限られた財源であり納税は市民の義務であります。福祉向上のため努力をしていただくのが肝要と思うが、本市として不納欠損処理に至るまでどのような対策をしてきたのか、なおかつ徴収方法を今一度検討する必要はないのか。そこで納税公平性の観点から質問致します。

当市の実態についてお伺い致します。

①不納欠損処理に至るまでの取り組みはどうですか。

②徴収方法について新たな対策の考えはありますか。

以上の2点について所見を伺います。

次に、我が国の高齢化は世界に例のないほどに超高齢化が進行しております。本市も例外ではなく、就労人口が減少し、ますます税収などの落ち込みも予想されます。その反面、負担をする人口は増加の一途であると思われれます。これからの行財政運営を恒久的に考えたときに、我が潟上市は今後どのような見通しをされているのか。超高齢化が社会問題となっていることに鑑み質問致します。

当市の今後の見通しについてお伺い致します。

①税収減少に対しての対応策はどうなっておりますか。

②今後の見通しについてはどうお考えでしょうか。

以上2点について見解を求めます。

次に、大きな質問項目の2点目は、高校生通学費助成金の必要性についてであります。

この助成金は、高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程において、通学する高校生の保護者の経済的負担を軽減することにより、子育て環境の整備を図ること及び定住化を促進することを目的とした通学定期券購入費の一部を助成する制度であります。申すまでもなく、2016年から助成金の導入をし、上限額は1カ月当たり3,000円となりますが、今日に至るまで数多くの高校生が活用をされ、保護者にとりまして大変にありがたい助成金施策でありますことは皆様もご承知のとおり

りであります。私もこの助成金を活用させていただいた親のひとりであり、近隣市の住民からは、「潟上市の通学費助成金制度はうらやましい」、市内の身近な住民におかれましても、「本当に助かる支援策でありがたい」など大変に喜ばしい多くの声を耳にしております。

では、なぜそのような好評と思われる施策を打ち切ってしまうのか。財源等を見直していかねばならない時期に来ていることは重々承知の上ではありますが、施策の全体を考えたときに、この高校生通学費助成金の捻出は決して困難ではないはずであります。冒頭にも述べましたとおり、子育て環境整備の推進を図る意味において、また保護者への経済的負担を軽減するうえでも、そして何よりこれから潟上市に在住を考えている方々をはじめ本市で生まれ育った学生に定住を促す意味においても、我が市の子育て環境の充実を知っていただく抜群の支援策であると私は思うわけであります。これからも安心した高校生活を送るうえで、せめてこのコロナ情勢が収束するまでの期間は延長してやるべき対策であると思うのは私だけでしょうか。定期券を購入し通学する学生を持つ親であれば、当然のことながら通学費助成金の施策延長は切に願うものであります。

そこでコロナ禍の現情勢に鑑み、困窮者対策の一環と就学支援の観点から質問致します。

当市の実態についてお伺い致します。

①助成金導入年度からの申請件数並びに反響はどうなっておりますか。

②高校生通学費助成金の施策延長の考えはないのでしょうか。

③通学費助成金に代わる施策には何をお考えでしょうか。

以上3点について答弁を求めます。

これで演壇からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 6番、佐藤敏雄議員の一般質問の1つ目、財政問題への今後の見通しについてお答え致します。

はじめに、市税の徴収に当たっての基本方針を2つ申し上げます。

1つ目は、翌年度への滞納繰越額を増加させないため、電話や文書による催告を中心に現年課税分の徴収を強化するということでございます。

2つ目は、累積滞納繰越額を削減するため、納税相談に応じない滞納者に対しては早

期に差押えを執行するなど、滞納処分を強化するというところでございます。

それではご質問の1点目、当市の実態についての①不納欠損処理に至るまでの取り組みについて申し上げます。

納期限内に納付していただけない方に対しては、電話や文書による催告を行い自主納付を勧奨しております。それでも納付していただけない方には、早期に財産調査を実施し、できる限り早期に滞納処分を執行し市税債権の回収に努めております。財産調査の結果、差押可能な財産がなかったときや滞納処分を執行することにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になる恐れがあるときなどは滞納処分の執行を停止致します。その執行の停止が3年間継続したとき、このときには不納欠損処理としております。

次に②徴収方法について新たな対策の考えについて申し上げます。

現在、本市における市税の納付方法は、市役所窓口や金融機関での現金納付と口座振替の2種類となっております。また平成22年4月に県と市町村で秋田県地方税滞納整理機構を設立し、徴収体制の強化を図っております。

潟上市では設立以降毎年度、秋田県地方税滞納整理機構へ職員を派遣しており、困難案件を依頼するとともに滞納整理についての助言をいただいております。この成果もあり、平成24年度には市税収納率87.0%滞納繰越額は3億4,900万円だったものが、令和元年度には市税収納率は93.9%滞納繰越額は1億5,800万円に改善しております。

なお、今後は他市町村で効果を上げている新たな対策や取り組みについての情報収集に努め、効果を上げている対策等については本市でも取り入れることを検討してまいります。

ご質問の2点目、当市の今後の見通しについての①税込減少に対する対応策はと、②今後の見通しについては関連がございますので一括して申し上げます。

はじめに市税の見通しですが、昨年度の市税収入は本市として初めて27億円台となり、本年度は28億円台となる見通しでございます。来年度当初予算では、新型コロナウイルスの影響もあり減収が見込まれるものの27億3,000万円を計上しております。リーマンショック時の市税収入の状況を参考に申し上げますと、来年度以降2、3年は市税収入の落ち込みが見込まれますが大きな落ち込みにはならず、本市としてはかなり高い水準の税込を維持し、その後緩やかながらも市税収入は回復すると見込んでおります。しかしながら、市の財政状況は平成28年度から財政調整基金を歳入に組み入れな

ければ当初予算が組めない状況が続いており、このままでは今後も厳しい状況が続くことが予想されます。市税や地方交付税等の一般財源は今後も大きく伸びることは期待できないことから、歳入予算に見合った歳出予算構造へと転換していかなければなりません。そのためには、新たな財源の確保と事務事業の大胆な見直しによる経費の削減が必須であります。歳入では使用料・手数料等の適正化や有料広告募集等の拡大による財源の確保など、歳出では市民生活への影響度や費用対効果などを考慮しすべての事務事業を見直すなど、歳入確保及び経費削減に努め、基金の繰り入れに大きく依存しない財政運営を目指していきたいと思っております。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、6番佐藤敏雄議員の一般質問の2つ目、高校生通学費助成金の必要性についてお答え致します。

ご質問の1点目、助成金導入年度からの申請件数ならびに反響はについてであります。助成件数としまして、平成28年度は1,351件、平成29年度は1,663件、平成30年度は1,648件、令和元年度は1,666件、今年度は2月18日時点で844件の助成で、平成28年度からの累計助成額は約5,800万円であります。

反響についてであります。申請のため来庁された保護者との対応からは、好意的に受け止められている助成だと認識しております。

ご質問の2点目、高校生通学費助成金の施策延長の考えはと通学費助成金にかわる施策には何をお考えかについては、関連いたしますので一括してお答え致します。

高校生通学費助成金は出産祝い金支給事業と同様に、平成28年3月に策定した潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略の少子化対策の施策として平成28年度から実施したもので、本事業は令和2年度を終期としております。本助成制度を今後も実施する場合の財政面への影響についてであります。令和元年度決算額は1,345万3,800円で財政負担が大きく、また現在は臨時的経費としておりますが、今後も継続的に実施するとなると経常経費になることから、経常収支比率はさらに悪化することとなります。教育委員会としましては、国、県による教育費負担軽減策も実施されていることから、今後も保護者の経済的負担の軽減を図るため、小中学生に要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業を実施し、高校生に市育英会奨学金を貸与するなど、子育て環境の整備に努めてまいります。

通学費助成金に代わる事業についてあります。将来の子どもたちに負担を先送りす

ることのないよう、安定的な財源を確保しつつ、人口減少と地域創生の実現に向けた有効性や優先順位を踏まえ、市長部局とともに検討してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 6番佐藤敏雄議員、再質問はありますか。

○6番（佐藤敏雄） では1番目の不納欠損処理にいたるまでの取り組みについてはから再質問をさせていただきます。

基本方針としては、電話と文書での催告の強化ということで答弁いただきました。そして、3年間で不納欠損処理になるということも答弁いただきました。そうすれば、例えば財産とかがなくて納税ができなくなった方に対してとか、その方に関しては今回の不納欠損処理額の方には含まれているのか、その辺についてまずお答えいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

令和元年度全体で1,581件、金額は先ほど議員からのご質問にありましたとおり約1,700万円の不納欠損を行っているわけですが、そのうち生活困窮世帯に該当する不納欠損は846件、金額にすると約819万円でございます。また、財産がないという世帯の不納欠損処分は件数で710件、金額で約914万円でございます。

以上です。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員。

○6番（佐藤敏雄） 不納欠損処理でということで846件で、金額としては819万円と。そしてもう1つの方が710件で914万という、この額が不納欠損処理に含まれているということで。考えてみると大変大きな額ではございます。当局の方は懸命に、差し押さえとかそのようなことで努力をされているということでしたので、ここについては深く追及はいたしません、そうすると次の質問として、時効になった件数というのは何件あったものなのか、はたまたそして時効以外になった不納欠損処理については何件あったのか、その辺についてもお答えいただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

時効による不納欠損処分ということでございますが、令和元年度の不納欠損では887件が時効によるものでございます。これにつきましては、先ほどからの答弁で申し

上げておりますように、財産がない者あるいは生活困窮している場合については執行停止を行っているわけですが、この滞納処分のこの停止、執行停止期間中でも消滅時効の期間は進行するため、停止中でも時効を迎えるために、時効による不納欠損処分が発生しております。また時効以外のものについては、滞納処分の停止後3年を経過したものこれが該当しております、件数では694件となっております。

以上です。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員。

○6番（佐藤敏雄） はい。詳細にわたりありがとうございます。

時効での件数ということでまず887件。そしてそれ以外ということで694件という答弁でありましたけれども、いずれの時効についてでも、このように多くの不納欠損処理の数があるということは事実でございます。ですから、この不納欠損処理の数を減らすことができれば、本当に当局の皆様日夜尽力して減らすように努力はされているわけでございますけれども、やはりそこら辺は減らしていく努力をしていただいて、そうすると必然的に税収は見込めるわけでございますので、いずれの時効につきましてもできる限り時効処理にならないように、今後は努めていただきたい旨を申し上げまして、次の質問の方に移りたいと思います。

②の方、徴収方法について新たな対策の考えはというところなのですが、そこでこの時効にならないようにするための対策の1つの1例として、先ほどの答弁では、窓口の現金での支払い対応という答弁であったと思いますが。例えばこのコンビニでの支払い方法とか、あとはクレジット方法の活用をされるとか、そしてまた今主流のQRコードを対応しての支払い方法を検討されていないものなのかとか、その辺について聞きたいのですがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

佐藤議員がおっしゃいましたように、確かに最近では、この納付書以外にコンビニ納付あるいはQRコードを利用したスマホ納付、そのほかクレジットカードによる納付など、これまでにはなかったような納付方法の多様化が進んでおります。本市におきましても、これらの方法について一度検討したことはございましたが、コストの関係でその際には見送っております。しかしながら、納税方法の多様化は市民の利便性の向上にもつながり、ひいては収納率の向上にもつながると考えられることとございま

すので、今後の課題としてさらに検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員。

○6番（佐藤敏雄） ありがとうございます。収納力の向上というところが1番のミソだと思いますので、あとは市民にとりましても、そしてまずこれからの時代性に沿った利便性の向上を図る意味におかれましても、導入に向けましてはぜひとも前向きに検討していただきたいことをこちらもご提言申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

続いて（2）の1番と（2）の2番、税金に対するの対応策と今後の見通しについての再質問になりますけれども、この27億円から今年は28億円台になるということで、正確に言ったら27億3,000万という答弁でございました。今後はまず回復する見込みではあるがということで答弁をいただきましたが、そうしますと、1番今最近注目されておりますその財政調整基金に関してお伺いしたいと思うのですが、ピーク時は確か22億円で、今現在は7億5,000万円弱であると思われませんが、潟上市として財調の目標額は定めているのか、その辺についてお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

佐藤議員おっしゃるとおり、令和2年度末の財政調整基金の残高見込額は9億1,072万4,000円で、令和3年度当初予算時点では7億4,072万5,000円という残高であります。

市としての目標額は定めているのかということではありますが、これは法的な決まりなどはありませんが、一般論としましては、標準財政規模の10%程度といわれています。本市の標準財政規模であります約97億円から、まずは約10億円の財政調整基金を確保をしたいと考えております。

目標額としましては、標準財政規模の約15%ぐらいの15億円くらいかなと考えておりますが、現実的には10億円をまずは目指したいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員。

○6番（佐藤敏雄） 目標額、一般論としては10%と。そして10億円の確保ができればまずいいということで、できれば15億というお答えをまず答弁をいただきました。

では最後に、このたびの藤原市長の市政方針の中では、はじめにというところの文面

でありましたが、確か活力ある潟上市の持続可能性をさらに高めていく取り組みが未来に引き継がれるよう掲げてありますことから、財政調整基金の目標額が達成できますようにぜひとも努力していただきたいと思います。このことについて、もし答弁をいただけましたらいただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

- 議長（西村 武） 藤原市長。
- 市長（藤原一成） 引き続き努力させていただきます。
- 議長（西村 武） 6番佐藤議員。
- 6番（佐藤敏雄） 市長、答弁ありがとうございます。

では、次の質問の項目に移ります。

高校生通学費助成金の必要性についての方に移りたいと思うのですが、こちらの方、午前中も同僚議員が質問されまして同じような内容のことを答弁いただきました。件数が諸々とまず本当に平成28年から1,351人、それで平成29年が1,663人、平成30年が1,648人、令和元年が1,666人と、令和2年の2月18日時点で844人ということで、本当に数多くの方々が活用されているわけでございます。市としては5,800万円が助成されたということの答弁でありました。

本当に対象となる保護者の方々から、繰り返しになりますが、やはりぜひとも継続してほしいとの切なる声が、冒頭にも述べましたけれどもあるわけでございます。なおかつ、今はまだ先の見えないこのコロナ禍の情勢でもありますので、そのことによる影響は私は少なからずあるのではないかと思います。そのような観点から言いますと財源の見直し、先ほどは今後の見通しで財政調整基金の確保がどうのこうのと、確保しなければいけないと申し述べましたが、こちらとは真逆で財源の見直しはその辺は否めませんが、この助成金へのまた確保というのは別だと思うのです。私は、やるべき施策であると私は思います。いま一度、同じ答弁の繰り返しになるかもしれませんが、前進性のある答弁を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

- 議長（西村 武） 栗山副市長。
- 副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

午前中、藤原議員のご質問にもお答えしておりますが、この事業そのものが潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略の少子化対策の施策として5年間実施しております。そしてまた午前中のご質問にありました、非常に保護者の皆様に喜ばれているということですが、できれば困窮している世帯を救済してほしいというようなことも

ありました。しかしながら、この制度というのは一律に全部に対して補助している制度でございますので、ここは5年間のところいったん立ち止まりまして、この少子化対策の施策として果たしてふさわしいのかどうなのか、これに代わる事業があるのではないのかというところで一旦立ち止まり、また考えていきたいということをお話させていただいたところでございますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員。

○6番（佐藤敏雄） 先ほどの答弁につきまして、私はわからないわけではないのですが、午前中もおっしゃったと思うのですが、この自転車通学それから徒歩通学の高校生には助成はならないので、公平性が図られないからというようなニュアンスでの答弁がありました。そして、中には踏み込んで答弁していただいたのですが、貧困者の方もおられると思うので、税金を使うことだから一旦見直すという午前中の答弁であったと思います。それでいてアンケートの調査もしていない、そして市民の声を聞くようなそういう検証についてはやっていないと。にもかかわらず、ここは終了してしまうというのは、それは私はどうかと感じます。ですので、私はその辺、公平性がとれないからということ考えたときにそこには本当に疑問を感じまして、定期代がまったくかからなくて、高校まで徒歩や自転車で通学が可能な高校生は、それだけで経済的負担の面からいえば優位なわけであります。ですので、定期券を買わなければいけない距離から、通学だからこそ公平性がむしろ必要なのであって、そこへの助成金が必要なのではないのでしょうか。ですから私は再三にわたって質問しております。その辺、再度いかがでしょうか。お答え願います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問に対してお答え致します。

午前中申し上げました税の公平性というお話をさせていただきました。それは今おっしゃったとおり、徒歩であったり自転車通学の方もいると。そして、汽車を使って通学している方もいらっしゃるという中に対して、こちら側にだけ対して補助する、そして貧困層も富裕層もと言っているのかわかりませんが、一律に助成するというものの、これが公平性を保たれているのかということにちょっと疑問を感じているところであり、今回は立ち止まったということ。それから、保護者の意見等を聞かないのかというお話でございますが、今この補助をいただいている方々にアンケートを取れば、当然継続してほしいという言葉が返ってくるのは間違いないのではないのかなと思っ

ております。

以上です。

○議長（西村 武） 6番佐藤議員。

○6番（佐藤敏雄） 先ほどから厳しいことを申し上げているつもりであります。ぜひとも、最後になりますけれども、市民に寄り添った形で最良な検討をしていただきますよう私からはご提言申し上げまして質問を全部終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって、佐藤敏雄議員の質問を終わります。

次に、1番鈴木壮二議員の発言を許します。1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） このたびは、定例会において一般質問の機会をいただき、市長はじめ当局の皆様へ感謝申し上げます。

それでは、通告書に従い3点ほど一般質問をします。

1つ目、防災備蓄庫の充実について。

地震、集中豪雨、河川の氾濫、土砂崩れ、竜巻など災害はいつどこで発生するか予想できません。またいつ被災するかもわかりません。避けては通ることはできませんが、備えることはできます。常に平常時に備えなければなりません。市民一人ひとりが防災に対する知識を身につけ自分の命は自分で守るという認識を持ち、常日頃から危機意識を持つことが必要です。しかし、自助、共助にも限界があります。そこをカバーするのが公助ではないでしょうか。

災害時、避難所運営や備蓄物資に女性や乳幼児、高齢者、障がい者等、様々な対応がとられています。しかしながら、食物アレルギー等に対する対応や対策はどのようなになっているのでしょうか。アレルギー疾患を持った方々には対応食の確保、炊き出し等での誤食、アレルギー食材の混入防止等特別な配慮が必要であり、普段からの備えと行政機関等との連携した対応が必要となります。いざというときに備え、災害対応を確認することが必要と思われれます。以上の観点から質問いたします。

① 潟上市において備蓄庫は何箇所、何人分、何日分をめぐりに備蓄しているのでしょうか。

② 食物アレルギーの方々も多数いるなかで、そういった方々への対応、対策はどのようなになっているのでしょうか。

当局のご所見をお伺いします。

2つ目、高校生通学費補助事業について。

国も地方も子ども子育て事業や学校教育の充実等には積極的に取り組んでおります。本市においても例外ではなく、基本目標6、次代の人が育つ生涯学習都市の政策に子ども子育て事業や学校教育の充実などしっかりと取り組んでいることは周知の事実です。

主な事業として、ふるさと学習推進事業や児童生徒派遣費補助事業、高校生通学費助成事業等々数かずありますが、先般令和2年12月定例会において教育長の行政報告の中で、高校生の通学費補助事業1,400万円を、総合戦略の計画期間終了に合わせ事業の見直しを行った結果、来年度以降は代替事業を実施することを検討していますという行政報告がありました。この通学費補助事業は、潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略における事業として、平成28年度から公共交通機関を利用して高等学校等に通学する高校生の保護者の経済的負担の軽減をすることにより、子育て環境の整備を図ること及び定住化を促進することを目的とした事業で非常に重要な補助事業だと思っています。公平・公正という観点からみれば、欠けている部分があるのではと思いつつもこの通学費補助事業は必要不可欠だと思っていますし、更にこの事業に対し高校生の子を持つ保護者の方から、これまでご支援をいただき助かっているという声を多数いただいております。どうして廃止するのか、継続してほしいとの声をたくさんいただいております。私自身の思いからも継続すべき補助事業と考えています。

以上の観点から質問致します。

①潟上市内の生徒数と通学費補助対象者数は。

②公平性の確保や移住・定住化の観点から、代替案の検討においてどのような観点から検討されているのか。

当局のご所見をお伺いします。

3つ目、児童生徒の防犯対策について。

近年、児童生徒が通学の途中、事故や犯罪に巻き込まれる例が多々あります。他地域で起こっていることは、いずれは本市でも起こらないとも限りません。本市の通学路が安全に確保されているのか、毎年点検等が必要と思うがその対策が行われているのでしょうか。犯罪等をなくすためにも、また防犯という観点からも、こども園や小中学校等の公共施設や各所に防犯カメラの設置が必要不可欠と考えています。防犯カメラは身近にあり、スーパーやコンビニなどでは万引き等の犯罪行為に対する防止策や、

アパートや住宅等では不審者や侵入者の監視、道路では交通災害に関する監視など、様々な場面で設置され使われています。未然に犯罪を防ぐためにも、防犯カメラの設置は重要であると考えています。

以上の観点から質問致します。

①こども園や小中学校など、そのほかの公共施設への防犯カメラの設置状況は。

②児童生徒の通学路への防犯カメラの設置の検討は。

以上、当局のご所見をお伺いします。

これで、演壇から一般質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 1番鈴木壮二議員の一般質問の1つ目、防災備蓄庫の充実についてお答えします。

ご質問の1点目、潟上市において備蓄庫は何箇所、何人分、何日をめどに備蓄しているかについてお答え致します。

潟上市における支援物資などの備蓄及び供給体制については、県の地域防災計画中、備蓄計画の趣旨に基づき自助・共助・公助の考え方を基本に、家庭や自主防災組織等それぞれの物資の備えと、公助による備蓄の分担、県・市の備蓄目標を設定しております。

備蓄目標として、災害発生から3日間は自助・共助と公助により対応するものとしております。

備蓄の役割分担として公助部分が7割で、そのうち県と市で3分の1、流通備蓄等で3分の2と想定しております。

自助・共助の部分としては、家庭や地域の備えを3割と見込んでおります。

現在の備蓄場所は、トレイクかたがみの隣接地に設置している防災備蓄庫をはじめ、市役所内の備蓄庫、天王コミュニティ防災センター、飯田川出張所に公的備蓄品を分散して配備しております。加えて流通備蓄品として、食品や生活必需品等の供給について、飯田川都市開発公社メルシティ潟上、みちのくコカコーラボトリング株式会社、ダイードリンコグループ株式会社、NPO法人コメリ災害対策センターなどの民間事業者等と救援物資供給に関する協定を締結しており、災害時対応できるよう流通備蓄確保の体制整備を図っております。公的備蓄として、住家を失い家庭内備蓄等を持ち出せない被災者を対象として備蓄を行うこととしており、食料品等は乾パンやおか

ゆ、飲料水、粉ミルク等、防寒用品では毛布、石油ストーブ、衛生用品ではトイレッ
トペーパーや紙おむつ、生理用品などを備蓄しており、備蓄状況は市ホームページに
も掲載しております。

ご質問の2点目、食物アレルギーの方への対応、対策についてお答え致します。

食物アレルギーを引き起こす恐れのある特定原材料等27品目を使用していないアルフ
ァー米やおかゆなどの非常食を購入しており、食物アレルギーに配慮した備蓄を進めて
おります。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） 1番鈴木壮二議員の一般質問の2つ目、高校生通学費補助事業
についてお答え致します。

人口減少対策は、我が市を含めた国全体における最大の課題であり、特に社会減や出
生数減に歯止めをかけることが急務となっております。この課題は今や大人だけでな
く、子どもたちにも危機感をもって共有されているところであります。先日、県立高
校で総合的な探求の時間の実践発表が行われ、生徒たちが自らテーマを設定し時間
をかけて調査考察したことについて、自分たちの提言を交えて発表しておりました。少
子高齢化、人口減少、環境問題、健康寿命の延伸等様々なテーマがあった中で、人口
減少や経済について取り組んだグループが、人口減少や少子高齢化によって地域は活
力を失う可能性がある。地域活性化のために私たちができることは、地域のよさをS
NS等を通じてPRすること。そのためには、この地域に住んでいる私たち自身が地
域のよさを知ることが重要であると訴えておりました。この高校生らを含む子ども
たちが大人になる10年後、20年後に向けて明るい未来や豊かな社会を作っていくことが、
私たち大人に課せられた大きな責任であると痛感したところであります。

議員が冒頭で触れられておりました、ふるさと学習をはじめとする全教育活動を通じ、
この地域のよさを知り、この地域に住みたいと願う子どもたちを育てることが、本市
学校教育の果たす役割の一つであり、総合戦略における時代を担う人材の育成と若者
の市内定着を促進に資するものであると考えております。

それではご質問の1点目、潟上市内の生徒数と通学費補助対象者数についてはお答え
致します。

生徒数について、今年度5月1日現在で潟上市立中学校に在籍する生徒は734名であ
ります。教育委員会が作成する学齢簿は義務教育段階のものであり、高校生について

は、正確な人数を確認することはできませんのでご理解くださるようお願い致します。

なお、あくまでも参考値となりますが、現在の高校生にあたる平成29年度から令和元年度までの潟上市立中学校の卒業生の合計は869人であります。

ご質問の2点目、公平性の確保や移住・定住化の観点から、代替案の検討についてどのような観点から検討されているのかについてお答え致します。

公平性の確保についてであります。この通学費助成制度は、広く高校生等をもつ保護者の経済的負担軽減を図るため、所得制限を設けず実施してまいりました。しかし、列車等を利用しない高校生等の保護者の経済的負担軽減にはつながっていないことから、教育事業として真に公助が必要な方々に届いていた支援であったかどうか検討する必要があると考えております。さらに、移住・定住化の観点から考えた場合、人口移動の大きい10歳から19歳までの若い世代を中心とした転出数を減らすことが重要であることから、代替案の検討においては、事業のねらいと期待される効果を明確にしながら、将来の社会の担い手である若者たちの学ぶ機会の保障を含め、こういったライフステージにどういった支援が有効で必要かを、市長部局と総合的な観点から検討してまいりたいと考えております。

続きまして、一般質問の3つ目、児童生徒の防犯対策についてお答え致します。

ご質問の1点目、こども園や小中学校など、そのほかの公共施設への防犯カメラの設置状況はについてお答え致します。

こども園等については防犯カメラまたはインターホンを設置し、玄関の施錠については事務室で行っております。

小・中学校については、玄関周りに防犯カメラを設置しているほか、中学校について駐輪場にも設置をしております。防犯カメラは、いずれも職員室のモニター及びレコーダーと接続されており、リアルタイムで外部の状況が確認できるほか、録画し映像を保存できるようになっております。

そのほかの市が保有する公共施設については、市役所庁舎やトレイクかたがみのほか、道の駅内の施設に複数箇所設置し、常時モニターで監視できるようになっております。

ご質問の2点目、児童・生徒の通学路への防犯カメラの設置の検討はについてお答え致します。

通学路につきましては現在、警察OB等によるスクールガードリーダーのほか、保護者、地域のボランティアなどが連携しながら、児童生徒の登下校の様子を見守ること

で安全確保を図っているところであります。また安全対策が必要な箇所について、教育委員会、学校、警察署、道路管理者等が合同で点検を実施し、安全対策を講じております。通学路を含めた公道における防犯カメラの設置に関しては警察が主体に進めている事業であり、本事業に関連する補助事業等もないことから、今のところ防犯カメラの設置については考えておりません。今後も、教育委員会、学校、警察、関係機関と連携し、人的配置による地域ぐるみの防犯対策を強化しながら、児童生徒の安全安心を確保してまいります。

○議長（西村 武） 1番鈴木壮二議員、再質問はありますか。1番鈴木議員。

○1番（鈴木壮二） ご答弁ありがとうございます。

1つ目の防災備蓄庫の充実についてですが、先ほど総務部長の方からアルファー米と対応していると言いましたが、全部すべてがアレルギー体質の方々に対応できるものなのでしょうか。あるものが全部。すみません。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

アレルギー用ということではありますが、これはアルファー米であります。これが850食であります。おかゆは1,150食用意しておりますがこれは、先ほどおかゆもと言いましたが、おかゆは該当しないです。あと、サバイバルパンが1,704食それから保存用乾パンが306食。これはアレルギー用ではありません。

以上です。

○議長（西村 武） 1番鈴木議員。

○1番（鈴木壮二） アレルギー対応のものもあれば、そうでないものもあるということで、食物アレルギーとかアナフィラキシー対応について、災害発生時にこのようなことが起こらないとも限らないと思っています。それに対するアレルギーとかアナフィラキシーが起こったときの緊急対応マニュアルとかの作成等は行っているのでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

食物アレルギーが発生した場合の緊急対応マニュアルでございますがそれは現在ありませんが、今後、防災計画等に盛り込みながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（西村 武） 1 番鈴木壮二議員。

○1 番（鈴木壮二） これからもいろいろ、先ほども文中でいろいろ言いましたが、災害等はいつ来るかわからないことなので、作成等の方を宜しく願います。

1 つ目はこれで終わりたいと思います。

2 つ目に関しては、これはいいです。

3 つ目なのですが、児童生徒の防犯対策についてなのですが、先ほど答弁ありましたとおり、防犯カメラに対して設置のことは考えていないということは、たぶんかなりのお値段がするのではないかなと考えたのですが。1 つ設置するにあたり、どのぐらいのお金がかかるのでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

市では平成28年度に警察から要請がありまして、秋田銀行大久保支店前のT字路に1台設置してございます。この設置費用ですが、当時約90万円の設置費用がかかっております。

以上です。

○議長（西村 武） 1 番鈴木壮二議員。

○1 番（鈴木壮二） 設置費用に90万、維持管理するのはどのくらいかかりますか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 失礼致しました。

維持管理費として現在、電気料だけがかかっております。これは年間で3,720円、月額310円となっております。

以上です。

○議長（西村 武） 1 番鈴木議員。

○1 番（鈴木壮二） そうすれば、思ったほどかかっていないような気もするのですが。もし設置できるのであれば、1カ所設置しているということですが、たぶんそこは通学路がかぶっているようなところだと思うのですが。例えば、天王とか出戸とか天王南中学校とか、あそこら辺もし通学路がかぶっているようなところがあるのであれば、もし設置していただければと思っていますがいかがでしょう。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほども答弁致しましたが、基本的には人的な安全対策ということをまず重要視しております。また毎年、安全対策が必要な箇所については合同で点検もしておりますので、その際にでも要望等があれば、また市として警察に対しても要望等もあり得るのかなということも考えております。

以上であります。

○議長（西村 武） これをもって、1番鈴木壮二議員の質問を終わります。

日程第2、議員辞職の件を議題と致します。

暫時休憩します。瓜生議員が退室します。

午後 3時44分 休憩

午後 3時44分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番瓜生 望議員から、一身上の都合により2月24日をもって議員の辞職願が提出されております。

お諮りします。

瓜生 望議員の議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。

したがって、辞職は許可されました。

以上で、本日の日程は、これですべて議了致しました。

お諮りします。委員会審査等のため2月25日から3月9日までの13日間、本会議を休会したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。2月25日から3月9日までの13日間、本会議を休会することに決定致しました。

本日はこれで散会します。

なお、3月10日午後1時30分より、本会議を再開しますのでご参集のほど願います。

また、2月26日午前10時より、予算特別委員会を開催しますのでご参集願います。

本日はこれですべて終わりましたので、どうもご苦勞様でございます。

午後 3時45分 散会

